

第2期
松山市ひとり親家庭等自立促進計画

平成28年(2016年)度⇒平成32年(2020年)度

～ はじめに ～

ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担わなければならない、就業や育児、家事など、経済面や日常生活面で、様々な困難に直面しており、その心理的・肉体的な負担はとても大きなものです。

松山市では、ひとり親家庭等の自立を支援する事業を総合的に進めるため、平成21年3月に「松山市母子家庭等自立促進計画」を策定し、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援などに取り組んできました。

この度、計画期間の終期を迎えるに当たり、平成27年8月に実施した「松山市ひとり親世帯実態調査」の結果を見ると、ひとり親家庭を取り巻く環境は依然として厳しく、様々な面で支援を必要としている現状がうかがえます。

そこで、本市では、引き続きひとり親家庭等への総合的な支援を行っていくため「第2期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。

この計画は「ひとり親家庭等が自立し、笑顔で暮らせる環境づくり」を基本理念に、「子育て、生活支援の充実」「就業支援の充実」「経済的支援の充実」「養育費確保等の推進」「相談体制と情報提供の強化」の5つの目標を掲げています。

今後は、ひとり親家庭等が自ら安定した生活を営み、子どもたちが健やかに成長できるよう、関係機関や民間団体などと連携して、本計画を着実に進めてまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の皆様やアンケート調査などで御協力いただきました市民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成28年3月

松山市長 野志 克仁

目 次

第1章 計画の概要

- | | | | |
|------------|---|------------|---|
| 1. 計画策定の背景 | 2 | 5. 語句の定義 | 3 |
| 2. 計画の位置づけ | 2 | 6. 計画の策定方法 | 3 |
| 3. 計画の期間 | 2 | ①実態調査 | 3 |
| 4. 計画の対象 | 2 | ②計画の策定体制 | 3 |
| | | 7. 計画の進行管理 | 3 |
-

第2章 第1期計画の評価

- | | | | |
|------------------------|----|------------------------------|----|
| 1. 子育て、生活支援の充実 | 5 | 4. 相談体制と情報提供の強化 | 13 |
| (1) 保育所における子育て支援 | 5 | (1) 相談機能の充実 | 13 |
| (2) 保育所以外における
子育て支援 | 7 | (2) 情報提供の充実・関係機関
団体との連携強化 | 15 |
| (3) 生活支援 | 7 | 5. まとめ | |
| 2. 就業支援の充実 | 9 | (1) 事業の実施状況 | 17 |
| (1) 能力向上のための支援 | 9 | (2) 評価 | 17 |
| (2) 就業機会の創出支援 | 11 | | |
| 3. 経済支援の充実 | 11 | | |
| (1) 経済的支援 | 11 | | |
-

第3章 現状と課題

- | | | | |
|---------------------------|----|-------------------------|----|
| I 統計から見る
ひとり親家庭の現状 | 19 | | |
| 1. 離婚件数・離婚率 | 19 | 3. ひとり親家庭医療費
助成事業の推移 | 21 |
| (1) 結婚・離婚件数の推移 | 19 | 4. ひとり親家庭の
世帯数の推移 | 21 |
| (2) 離婚率の推移 | 20 | | |
| 2. 児童扶養手当受給資格者数
及び受給者数 | 20 | | |

Ⅱ 平成27年度松山市 ひとり親世帯実態調査 …22

1. 調査の概要 ……22

2. 調査結果 ……22

(1)ひとり親家庭の状況 ……22

(2)住居の状況 ……25

(3)仕事と収入 ……26

(4)養育費と面会交流 ……30

(5)子どもの状況 ……32

(6)ひとり親家庭の

相談相手 ……36

(7)ひとり親家庭の悩み ……37

(8)公的制度の認知度 ……39

(9)ひとり親家庭施策への
意見・要望 ……40

Ⅲ ひとり親家庭の課題 …42

(1)子育てと生活に

関する課題 ……42

(2)就業に関する課題 ……42

(3)経済的状況に

関する課題 ……42

(4)養育費等に関する課題 ……43

(5)相談・情報提供

についての課題 ……43

第4章 計画

I 基本理念 ……45

Ⅱ 施策の基本的目標 ……45

1. 子育て、
生活支援の充実 ……45

2. 就業支援の充実 ……45

3. 経済的支援の充実 ……46

4. 養育費確保等の推進 ……46

5. 相談体制と
情報提供の強化 ……46

Ⅲ 自立促進計画の体系 ……47

Ⅳ 施策の展開 ……48

1. 子育て、
生活支援の充実 ……48

(1)保育所等での
子育て支援 ……48

(2)保育所等以外での
生活支援 ……48

(3)生活支援 ……49

2. 就業支援の充実 ……50

(1)能力向上のための支援 ……50

(2)就業機会の創出支援 ……50

3. 経済的支援の充実 ……51

(1)経済的支援 ……51

4. 養育費確保等の推進 ……52

(1) 情報提供と広報・

啓発活動の推進 ……52

(2) 相談体制の充実 ……52

5. 相談体制と

情報提供の強化 ……53

(1) 相談機能の充実 ……53

(2) 情報提供の充実・関係機関
団体との連携強化 ……53

第5章 その他

1. 市民意見公募結果 ……55

2. 策定の経緯 ……56

第1章

計画の概要

1. 計画策定の背景

国は、さまざまな困難に直面している母子家庭等に対し、きめ細かな福祉サービスの展開と自立に向けた支援をするため、平成14年11月「母子及び寡婦福祉法」が改正され、その第12条に、都道府県や市等による「母子家庭及び寡婦自立促進計画」の策定について規定されました。

平成15年3月には、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を厚生労働省が公表し、自立促進計画の指針となるべき基本的な事項が示されました。

また、平成26年10月には父子家庭への支援施策が拡大された「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が施行され、平成27年10月には、新たな「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が交付されました。この新たな基本方針は、これまでの総合的な自立支援施策の推進を引き継ぎつつ、特に母子家庭等の児童の生活の向上に取り組むこととしています。

松山市では、平成21年3月に「松山市母子家庭等自立促進計画」を策定し、子育て、生活支援、就業支援、経済的支援、相談体制と情報提供の強化を柱とした母子家庭等の自立促進に向けて総合的な施策に取り組んできました。

このたび、第1期計画が計画期間の満了を迎えるにあたり、平成27年度松山市ひとり親世帯実態調査を行い、国の新たな基本方針を踏まえて、「第2期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づき策定するもので、「松山市子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図り、ひとり親家庭等に対する施策の方針を定めるものです。

3. 計画の期間

本計画は、平成28年度から平成32年度までの5か年とします。

なお、国の動向や社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 計画の対象

母子家庭、父子家庭、寡婦

5. 語句の定義

- ・母子家庭 母と20歳未満の子どもがいる世帯で、同居の親族がいる場合を含みます。
- ・父子家庭 父と20歳未満の子どもがいる世帯で、同居の親族がいる場合を含みます。
- ・寡婦 かつて母子家庭の母であって、子どもが成人し、現在も配偶者のない状態にある方。
- ・ひとり親家庭 母子家庭、父子家庭
- ・ひとり親家庭等 母子家庭、父子家庭、寡婦

6. 計画の策定方法

①実態調査

平成27年8月1日から8月31日の期間に、「第2期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」策定の基礎資料とすることを目的に、本市の児童扶養手当受給資格者及びひとり親家庭医療受給者に対して、「平成27年度松山市ひとり親世帯実態調査」を行いました。

区 分	母子家庭	父子家庭	合 計
配布数	2,000	300	2,300
回収数	799	124	923
回収率	40.0%	41.3%	40.1%

②計画の策定体制

計画の策定にあたっては、「松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」にひとり親家庭の親である臨時委員を2名追加委嘱し、審議機関として設置。事務局は保健福祉部子育て支援課が担当しました。

また、市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施。

計画策定のための各施策等に関する事項については、庁内関係部署と連携し検討を進めました。

7. 計画の進行管理

本計画は、本市の関係部署と関係機関及び関係団体が連携を深めながら施策の推進に取り組みます。また、本計画については、松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会が進捗状況の管理・評価を行い、毎年定期的に公表します。

第2章

第1期計画の評価

本章の事業の「実施状況」と「評価」は、次の記号で行いました。

<実施状況>

↑	計画策定時（H20年度）に比べ、新規追加、事業拡充した。利用者等の拡大に努めた。目標数値に達成した。
→	計画策定時（H20年度）のまま、事業を継続。利用者等が概ね横ばいであった。
↓	計画策定時（H20年度）以降、事業が縮小・廃止された。利用者が大きく減少した。目標数値に到達しなかった。

<評価>

A	成果や実績が上がっている。
B	概ね市民が満足できる成果や実績が認められる。
C	社会情勢から見ると、更なる取り組みが必要。

1. 子育て、生活支援の充実

(1) 保育所における子育て支援

施策・事業名	内 容	担当課	H 2 0
ひとり親家庭児童の保育所の優先入所 保育料の一部軽減	○入所審査をする際には、保育所入所選考基準表（点数表）により保育に欠ける状況を点数化して優先度を決定することとしており、ひとり親家庭については、点数加算し入所優先度が高くなるよう配慮しています。 保育料は、保護者の収入に応じて定められているが、ひとり親家庭の市民税非課税世帯に該当する場合は、保育料を無料とし、経済的負担の軽減を図っています。	保育・幼稚園課	①母子家庭保育料無料 児童数 987 人 ②母子家庭保育料軽減 児童数 135 人 ③全児童数 6,240 人
延長保育 休日保育 夜間保育 病児、病後児保育 一時、特定保育	○ひとり親家庭の多様な就業形態に対応した保育サービスを提供していくため、延長保育等の各種の保育サービスの提供に努めています。 なお、市民税非課税世帯に該当するひとり親家庭については、延長保育、休日保育、一時・特定保育の利用料を無料とし、経済的負担の軽減を図っています。 【まつやま子育て夢プラン 26 年度目標値】 <定員> 延長保育 1,085 人 休日保育 135 人 夜間保育 40 人 病児・病後児保育 12 人 一時預かり保育 360 人 特定保育 170 人 <施設数> 延長保育 61 箇所 休日保育 13 箇所 夜間保育 2 箇所 病児・病後児保育 3 箇所 一時預かり保育 36 箇所 特定保育 34 箇所	保育・幼稚園課	<定員> ①延長保育 995 人 ②休日保育 95 人 ③夜間保育 20 人 ④病児・病後児保育 8 人 ⑤一時預かり保育 ⑥特定保育 ⑤+⑥ 435 人 <施設数> ①延長保育 55 箇所 ②休日保育 9 箇所 ③夜間保育 1 箇所 ④病児・病後児保育 2 箇所 ⑤一時預かり保育 ⑥特定保育 ⑤+⑥ 28 箇所

H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	実施状況	評 価
① 908 人 ② 153 人 ③ 6,266 人	① 702 人 ② 171 人 ③ 6,418 人	① 887 人 ② 166 人 ③ 6,441 人	① 894 人 ② 163 人 ③ 6,632 人	① 820 人 ② 182 人 ③ 6,619 人	① 822 人 ② 168 人 ③ 6,735 人	→	B
<定員> ① 1,240 人 ② 105 人 ③ 20 人 ④ 8 人 ⑤+⑥ 465 人 <施設数> ① 55 箇所 ② 10 箇所 ③ 1 箇所 ④ 2 箇所 ⑤+⑥ 29 箇所	<定員> ① 1,270 人 ② 115 人 ③ 20 人 ④ 8 人 ⑤ 310 人 ⑥ 150 人 <施設数> ① 58 箇所 ② 11 箇所 ③ 1 箇所 ④ 2 箇所 ⑤ 31 箇所 ⑥ 30 箇所	<定員> ① 1,280 人 ② 125 人 ③ 20 人 ④ 8 人 ⑤ 320 人 ⑥ 150 人 <施設数> ① 59 箇所 ② 12 箇所 ③ 1 箇所 ④ 2 箇所 ⑤ 32 箇所 ⑥ 30 箇所	<定員> ① 1,300 人 ② 125 人 ③ 20 人 ④ 8 人 ⑤ 330 人 ⑥ 155 人 <施設数> ① 61 箇所 ② 12 箇所 ③ 1 箇所 ④ 2 箇所 ⑤ 33 箇所 ⑥ 31 箇所	<定員> ① 1,300 人 ② 145 人 ③ 20 人 ④ 16 人 ⑤ 350 人 ⑥ 160 人 <施設数> ① 61 箇所 ② 14 箇所 ③ 1 箇所 ④ 4 箇所 ⑤ 35 箇所 ⑥ 32 箇所	<定員> ① 1,350 人 ② 145 人 ③ 20 人 ④ 16 人 ⑤ 350 人 ⑥ 160 人 <施設数> ① 61 箇所 ② 14 箇所 ③ 1 箇所 ④ 4 箇所 ⑤ 35 箇所 ⑥ 32 箇所	↑	A

(2) 保育所以外における子育て支援

施策・事業名	内 容	担当課	H 2 0
子育て短期支援事業(短期保護事業・夜間養護事業)	<p>○保護者が病気、家庭の事情、冠婚葬祭等の理由により児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由等により緊急一時的に母親と児童を保護することが必要な場合に、児童養護施設等にて、連続7日間以内で児童等の短期保護事業(ショートステイ)・夜間養護事業(トワイライトステイ)を実施しています。</p> <p>なお、市民税非課税世帯に該当する母子家庭は、利用者負担金を無料とし、経済的負担の軽減を図っています。</p> <p>【拡充事項】 ○H21年度から、市民税非課税世帯に該当する父子家庭の利用者負担金を母子家庭同様に軽減しています。</p>	子育て支援課	<p>母子家庭実施延日数</p> <p>①ショートステイ 14世帯・112日</p> <p>②トワイライトステイ 0世帯・0日</p> <p>父子家庭実施延日数</p> <p>③ショートステイ 0世帯・0日</p> <p>④トワイライトステイ 0世帯・0日</p> <p>全世帯実施延日数</p> <p>⑤ショートステイ 33世帯・286日</p> <p>⑥トワイライトステイ 2世帯・2日</p>
ファミリー・サポート・センター事業	<p>○保育所・放課後児童クラブ等では対応が困難な保育ニーズ等に対応して、「援助を受けたい者(依頼会員)」と「援助を行いたい者(提供会員)」をセンターに会員として登録し、援助が必要となった場合に両者の斡旋等を行い、援助活動(有料)を実施しています。</p> <p>【拡充事項】 ○H21年度から、病児、病後児、宿泊預りサービスの拡充を図りました。 ○H26年度から、1世帯当たり1ヶ月2時間30分までの利用料を助成しています。 (児童扶養手当受給者は5時間まで助成)</p>	<p>市民参画まちづくり課</p> <p>H26～ 子育て支援課</p>	<p>①育児依頼会員総数 987人</p> <p>②育児提供会員総数 576人</p> <p>③両方会員 62人</p> <p>④育児延活動件数 10,366件</p> <p>⑤病児・病後児預り件数 (H21年度～)</p>
放課後児童クラブ	<p>○昼間、就労等により保護者のいない家庭の小学校1年生から3年生までの児童が、放課後等に遊びを主として過ごせるように、市内の児童クラブ(有料)を設置しています。</p> <p>【拡充事項】 ○増築や分割により施設整備を進め、適正人数での運営や待機児童の解消に取り組みました。</p>	子育て支援課	<p>①施設数 44箇所</p> <p>②利用児童数 2,713人</p>

(3) 生活支援

施策・事業名	内 容	担当課	H 2 0
日常生活支援事業	<p>○母子家庭等の保護者が疾病等により、一時的に生活援助が必要な場合、1回2時間、年間7日以内で生活支援を行う者を利用希望者の居宅に派遣(有料)しています。</p> <p>なお、市民税非課税世帯に該当する母子家庭は、利用者負担金を無料とし、経済的負担の軽減を図っています。</p> <p>【拡充事項】 ○児童扶養手当支給水準の父子世帯に該当する父子家庭の利用者負担金の軽減を図りました。</p>	子育て支援課	<p>①利用件数 4件(8時間)</p>

H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	実施状況	評 価		
① 25 世帯 187 日 ② 0 世帯 0 日 ③ 2 世帯 14 日 ④ 0 世帯 0 日 ⑤ 30 世帯 234 日 ⑥ 8 世帯 8 日	① 24 世帯 140 日 ② 0 世帯 0 日 ③ 0 世帯 0 日 ④ 0 世帯 0 日 ⑤ 31 世帯 173 日 ⑥ 2 世帯 4 日	① 24 世帯 212 日 ② 0 世帯 0 日 ③ 1 世帯 7 日 ④ 0 世帯 0 日 ⑤ 31 世帯 258 日 ⑥ 0 世帯 0 日	① 26 世帯 230 日 ② 0 世帯 0 日 ③ 1 世帯 14 日 ④ 0 世帯 0 日 ⑤ 36 世帯 325 日 ⑥ 0 世帯 0 日	① 43 世帯 277 日 ② 0 世帯 0 日 ③ 1 世帯 2 日 ④ 0 世帯 0 日 ⑤ 58 世帯 452 日 ⑥ 0 世帯 0 日	① 43 世帯 316 日 ② 1 世帯 38 日 ③ 0 世帯 0 日 ④ 0 世帯 0 日 ⑤ 49 世帯 366 日 ⑥ 2 世帯 43 日	↑	A		
① 1,224 人 ② 674 人 ③ 62 人 ④ 9,602 件	① 1,352 人 ② 725 人 ③ 70 人 ④ 9,506 件 ⑤ 23 件	① 1,476 人 ② 776 人 ③ 72 人 ④ 10,243 件 ⑤ 44 件	① 1,603 人 ② 788 人 ③ 73 人 ④ 8,303 件 ⑤ 29 件	① 1,378 人 ② 797 人 ③ 30 人 ④ 10,268 件 ⑤ 25 件	① 1,520 人 ② 752 人 ③ 32 人 ④ 8,334 件 ⑤ 21 件			↑	A
① 45 箇所 ② 2,840 人	① 60 箇所 ② 2,938 人	① 63 箇所 ② 3,092 人	① 64 箇所 ② 3,092 人	① 64 箇所 ② 3,372 人	① 64 箇所 (増設後 83 箇所) ② 3,536 人				

H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	実施状況	評 価
① 11 件 (22 時間) 内、父子家庭 0 件	① 17 件 (34 時間) 内、父子家庭 0 件	① 14 件 (28 時間) 内、父子家庭 0 件	① 7 件 (14 時間) 内、父子家庭 0 件	① 10 件 (20 時間) 内、父子家庭 2 件	① 6 件 (12 時間) 内、父子家庭 0 件	→	B

(3) 生活支援

施策・事業名	内 容	担当課	H20
母子生活支援施設の整備	○母子家庭の母と18歳未満の児童又はこれに準ずる事情のある母子が安心して生活していくことができるように、母子生活支援施設である松山市小栗寮への入所を実施し、自立促進のための生活支援を行っています。 【拡充事項】 ○施設の老朽化に伴い、耐震補強及び内部改造等工事設計を行い、改修予定です。	子育て支援課	①入所世帯数 14世帯 ②入所者数 31人
市営住宅への入居	○母子家庭については、市営住宅の入居申し込みにあたり、希望団地を通常2団地までとしているところを3団地に拡大しています。	住宅課	①入居申込み数内、母子家庭数 ②入居世帯数内、母子家庭数 H20年度はデータなし。

2. 就業支援の充実

(1) 能力向上のための支援

施策・事業名	内 容	担当課	H20
自立支援教育訓練給付金の助成	○母子家庭の母、父子家庭の父が、職業能力開発の教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部(20%)について助成し、自立の促進を図っています。 【年間目標利用者数】 利用人数 25人 【拡充事項】 ○H25年度から父子家庭の父も対象に拡大されました。	子育て支援課	①利用人数 13人 ②就業者数 10人 ③就業率 76.9%
高等職業訓練促進給付金等の支給	○母子家庭の母、父子家庭の父が、専門的な資格取得を目指して2年以上の専門学校等に通い、資格の取得が見込まれる場合に一定期間、生活資金として訓練促進給付金を支給し、自立の促進を図っています。 【年間目標利用者数】 利用人数 50人 【拡充事項】 ○H21～H23年度の間、支給期間を訓練期間の1/2から全期間に拡充。H24年度は最長3年間、H25年度以降は最長2年間の支給期間に制度変更されました。 ○H25年度から父子家庭の父も対象に拡大されました。	子育て支援課	①利用者数 6人 ②修了者数 6人 ③就業率 66.7% (修了者の内、就業した率)
就業支援講習会の開催	○母子家庭の母とその子もしくは寡婦を対象に、パソコン講習・介護職員初任者研修講習会等、就労に際して必要な知識や技能を身に付ける講習を実施しています。 【年間目標受講者数】 パソコン講習 20人 介護職員初任者研修 20人	子育て支援課	①パソコン講習 20人 ②介護職員初任者研修 19人

H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	実施状況	評 価
① 12世帯 ② 27人	① 13世帯 ② 32人	① 11世帯 ② 27人	① 12世帯 ② 28人	① 11世帯 ② 24人	① 7世帯 ② 16人	↓	C
① 645世帯内、母子家庭150世帯 ② 123世帯内、母子家庭40世帯	① 647世帯内、母子家庭162世帯 ② 125世帯内、母子家庭44世帯	① 579世帯内、母子家庭112世帯 ② 104世帯内、母子家庭30世帯	① 535世帯内、母子家庭143世帯 ② 124世帯内、母子家庭45世帯	① 475世帯内、母子家庭110世帯 ② 106世帯内、母子家庭36世帯	① 505世帯内、母子家庭109世帯 ② 95世帯内、母子家庭32世帯 [臨時募集] ① 68世帯内、母子家庭14世帯 ② 18世帯内、母子家庭7世帯	↑	A

H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	実施状況	評 価
① 6人 ② 5人 ③ 83.3%	① 6人 ② 5人 ③ 83.3%	① 8人 ② 7人 ③ 87.5%	① 6人 ② 5人 ③ 83.3%	① 13人 ② 12人 ③ 92.3%	① 3人 ② 3人 ③ 100%	↓	C
① 22人 ② 6人 ③ 66.7%	① 44人 ② 11人 ③ 90.9%	① 68人 ② 22人 ③ 90.9%	① 74人 ② 26人 ③ 76.9%	① 59人 ② 24人 ③ 75.0%	① 52人 ② 25人 ③ 92.0%	↑	A
① 20人 ② 17人	① 18人 ② 18人	① 15人 ② 5人	① 20人 ② 9人	① 11人 ② 5人	① 19人 ② 5人	↓	C

(2) 就業機会の創出支援

施策・事業名	内 容	担当課	H 2 0
自立支援プログラム策定事業	○児童扶養手当受給者の自立を促進するために、プログラム策定員が個々の状況に応じた自立支援プログラムを作成し、ハローワーク等と連携して継続的な自立・就労支援を行っています。 【年間目標策定数】 策定件数 20 件	子育て支援課	①策定件数 5 件 ②就労件数 4 件
テレワーク在宅就労促進 * H21 年度から「テレワーク業務創出・育成事業」に刷新 * H22～H26 年度に「ひとり親家庭等在宅就業支援事業」を実施	○テレワーク在宅就労促進事業による在宅で業務を行う従業員を雇用する事業所に対し、支援金を交付し、母子家庭や就職困難者又は在宅で働くことを希望する方の雇用機会の創出及び拡大を図っています。 【拡充事項】 ○H21 年度にテレワークの更なる拡大のため、常用雇用やパートや個人請負等で就業させる事業所に対して就労奨励金を、テレワーク業務の受注量の安定的確保のため発注先に対する発注奨励金を設け、事業を刷新しました。 ○H22～H26 年度に、ひとり親をはじめとする在宅で働くことを希望する方を対象に、IT を活用した在宅就業訓練を実施することで雇用機会の創出及び所得向上に取り組みました。	地域経済課	(H21 年度まで) ①支援金交付数 1 社 (H21 年度から) ②指定事業所数 — ③就労奨励金交付件数 — 〔母子家庭等就業者数〕 ④発注奨励金交付件数 — 【ひとり親家庭等在宅就業支援事業】 ⑤訓練開始人数 ⑥訓練修了人数

3. 経済支援の充実

(1) 経済的支援

施策・事業名	内 容	担当課	H 2 0
児童扶養手当の支給	○母子家庭・父子家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給しています。 【拡充事項】 ○平成 22 年度から父子家庭も対象に拡大されました。	子育て支援課	①児童扶養手当受給資格者内、 5,975 人 ②手当全部支給者 3,619 人 ③手当一部支給者 1,960 人 ④手当支給停止者 396 人
母子家庭医療費の助成	○母子家庭の経済的負担の軽減を図るために、保険診療による医療費の自己負担分を助成しています。	子育て支援課	①受給対象者 17,879 人
就学の援助	○児童扶養手当受給者等を対象に、経済的な理由で小・中学校に児童・生徒を修学させることが困難な保護者に対して、学用品費・給食費などの援助を行い、義務教育の円滑な実施を図っています。	学校教育課	ひとり親世帯認定児童数 ①（小学生） 2,189 人 ②（中学生） 1,346 人

H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	実施状況	評 価
① 9件 ② 7件	① 4件 ② 3件	① 3件 ② 2件	① 2件 ② 2件	① 1件 ② 1件	① 2件 ② 1件	↓	C
① 1社 ② 4社 ③ — ④ —	① — ② 6社 ③ 3社 ④ 11件 ⑤ 100人 ⑥ —	① — ② 5社 ③ 3社 ④ 16件 ⑤ 20人 ⑥ 65人	① — ② 5社 ③ 4社 ④ 12件	① — ② 5社 ③ 3社 [23人] ④ 15件 ⑤ 100人 ⑥ 18人	① — ② 5社 ③ 5社 [27人] ④ 14件 ⑤ — ⑥ 86人		

H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	実施状況	評 価
① 6,020人 ② 3,664人 ③ 1,986人 ④ 370人	① 6,347人 ② 3,785人 ③ 2,204人 ④ 358人	① 6,460人 ② 3,864人 ③ 2,240人 ④ 356人	① 6,524人 ② 3,905人 ③ 2,254人 ④ 365人	① 6,358人 ② 3,746人 ③ 2,236人 ④ 376人	① 6,253人 ② 3,608人 ③ 2,263人 ④ 382人	→	B
① 17,689人	① 17,507人	① 17,344人	① 17,289人	① 17,553人	① 17,245人		
① 2,117人 ② 1,345人	① 2,230人 ② 1,423人	① 2,247人 ② 1,446人	① 2,204人 ② 1,402人	① 2,197人 ② 1,408人	① 2,208人 ② 1,395人	→	B

(1) 経済的支援

施策・事業名	内 容	担当課	H 2 0
母子寡婦福祉資金貸付事業	○母子家庭又は寡婦に対して、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するため、12種類の資金の貸付を行っています。 【拡充事項】 ○平成 26 年度から父子家庭を対象に追加しました。	子育て支援課	①事業開始資金 0 件 ②事業継続資金 0 件 ③修学資金 551 件 ④就学支度資金 170 件 ⑤技能習得資金 9 件 ⑥修業資金 22 件 ⑦就職支度資金 2 件 ⑧生活資金 4 件 ⑨住宅資金 1 件 ⑩転宅資金 2 件 ⑪医療介護資金 0 件 ⑫結婚資金 0 件 ⑬合 計 761 件

4. 相談体制と情報提供の強化

(1) 相談機能の充実

施策・事業名	内 容	担当課	H 2 0
母子自立支援員・弁護士による相談の充実	○母子家庭の母や寡婦を対象に、生活・住居・子どもの養育や教育等について総合的な相談等を行っています。また、法律知識を要する専門的な相談に対しては、弁護士による相談を行っています。 【拡充事項】 ○平成 26 年度から父子家庭も対象に拡大されました。	子育て支援課	①自立支援員相談件数 3,095 件 ②弁護士相談件数 3 件
養育費確保の促進	○母子家庭を対象に母子自立支援員が、情報提供や助言を行い、状況に応じ弁護士による法律相談の紹介を行うなど養育費確保の促進に努めています。また、父子家庭に対する養育費確保の相談は父子相談員が行っています。 【拡充事項】 ○平成 21 年度から、養育費相談事業で、養育費確保の専門相談窓口の設置や養育費確保等の普及・啓発活動に取り組んでいます。	子育て支援課	H20 年度は事業なし ①相談件数 —
父子相談員による相談の充実	○父子家庭を対象に生活・子どもの養育や教育等、父子家庭が抱える問題についての相談を行っています。	子育て支援課	①相談件数 32 件
子育て支援相談の充実	○子どもに関する総合相談窓口として、さまざまな相談に迅速かつ的確に対応するとともに、保護者が、家庭環境の変化等により、児童の健全育成に影響が生じないように必要に応じて、養育支援訪問事業等を通じて心のケア等について対応しています。	子ども総合相談センター事務所	①支援を必要とする子供の数 613 人 ②養育支援家庭訪問を受けた子どもの数 341 人 ③内、ひとり親家庭の子ども 102 人 ④養育支援家庭訪問を行った延べ回数 1,621 回

H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	実施状況	評 価
① 0件	① 0件	① 0件	① 0件	① 1件	① 0件	→	B
② 0件							
③ 479件	③ 443件	③ 374件	③ 333件	③ 302件	③ 255件		
④ 149件	④ 143件	④ 120件	④ 104件	④ 102件	④ 78件		
⑤ 12件	⑤ 12件	⑤ 14件	⑤ 12件	⑤ 14件	⑤ 25件		
⑥ 7件	⑥ 11件	⑥ 8件	⑥ 18件	⑥ 14件	⑥ 12件		
⑦ 1件	⑦ 1件	⑦ 0件	⑦ 0件	⑦ 0件	⑦ 0件		
⑧ 6件	⑧ 2件	⑧ 2件	⑧ 8件	⑧ 6件	⑧ 7件		
⑨ 1件	⑨ 0件						
⑩ 3件	⑩ 8件	⑩ 1件	⑩ 5件	⑩ 8件	⑩ 2件		
⑪ 0件	⑪ 1件	⑪ 0件	⑪ 0件	⑪ 0件	⑪ 0件		
⑫ 0件							
⑬ 657件	⑬ 621件	⑬ 519件	⑬ 480件	⑬ 447件	⑬ 379件		

H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	実施状況	評 価
① 2,909件	① 2,608件	① 2,699件	① 2,677件	① 2,376件	① 3,203件	→	B
② 3件	② 3件	② 0件	② 0件	② 0件	② 0件		
① 6件	① 10件	① 17件	① 7件	① 1件	① 1件	↓	B
① 43件	① 50件	① 41件	① 50件	① 52件	① 21件	→	B
① 770人	① 920人	① 1,218人	① 1,329人	① 1,439人	① 1,648人	→	B
② 394人	② 494人	② 683人	② 599人	② 733人	② 980人		
③ 140人	③ 235人	③ 323人	③ 300人	③ 544人	③ 485人		
④ 2,157回	④ 2,224回	④ 3,085回	④ 3,048回	④ 3,710回	④ 4,994回		

(2) 情報提供の充実・関係機関団体との連携強化

施策・事業名	内 容	担当課
情報提供の充実	○「ひとり親家庭のしおり」を市の関係窓口等に配布するとともに、市ホームページで各種制度の周知広報に努めています。また、離婚届提出時に保険、年金、各手当等の受給手続きに漏れないようチラシにて案内を行っています。	子育て支援課 及び関係各課
民生児童委員との連携強化	○民生児童委員が地域の母子家庭等に対し相談に応じ、福祉制度の紹介や関係資料の作成を行うとともに、関係機関との連携を図っています。	生活福祉総務課 及び子育て支援課
関係機関・団体との連携強化	○児童相談所、婦人相談所、母子福祉団体、子育て関係団体等と連携し母子家庭等の自立支援や児童の健全育成に努めています。	子育て支援課

H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	実施状況	評 価
<p>○「ひとり親家庭のしおり」を市の関係窓口に配布し、市ホームページや広報紙で各種制度の周知に努めた。</p> <p>○H21年度からは、児童扶養手当現況届来庁時に全員に「ひとり親家庭のしおり」を配布した。</p> <p>○「ひとり親家庭のしおり」配布数 H21年度まで6,000部 H22年度以降9,000部</p>							→	B
<p>○地区民協会長会（月1回開催）での情報交換。児童扶養手当申請時の各種申し立て内容の確認や、母子父子寡婦福祉資金貸付申請時の母子等に関する意見書の作成依頼など連携のもとにひとり親家庭への支援に取り組んだ。</p>							→	B
<p>○県市福祉事務所職員研修会や家庭相談員連絡協議会、四国ブロック母子自立支援員研修会等に出席し、関係機関との連携等について学んだ。</p> <p>○愛媛県男女共同参画推進センターや愛媛県婦人相談所、警察等と連携し、DV被害者等の支援に取り組んだ。</p> <p>○さまざまな角度から支援を要する個別の支援事案については、警察や学校、児童相談所等の関係機関が随時参集し、できる限りの支援策について協議し、連携して取り組んだ。</p>							→	B

5. まとめ

(1) 事業の実施状況

事業の実施状況は、「計画策定時（H20 年度）に比べ、新規追加、事業拡充した。利用者等の拡大に努めた。目標数値に達成した。」が 7 事業（29%）、「計画策定時（H20 年度）のまま、事業を継続。利用者等が概ね横ばいであった。」が 12 事業（50%）、「計画策定時（H20 年度）以降、事業が縮小・廃止された。利用者が大きく減少した。目標数値に到達しなかった。」が 5 事業（21%）となりました。

区 分		事業数	割合(%)
↑	計画策定時（H20 年度）に比べ、新規追加、事業拡充した。	7	29
→	計画策定時（H20 年度）のまま、事業を継続。利用者等が概ね横ばいであった。	12	50
↓	計画策定時（H20 年度）以降、事業が縮小・廃止された。利用者が大きく減少した。目標数値に到達しなかった。	5	21
合 計		24	100

(2) 評 価

24 事業中「成果や実績が上がっている。」が 7 件（29%）、「概ね市民が満足できる成果や実績が認められる。」が 13 事業（54%）、「社会情勢から見ると、更なる取り組みが必要。」が 4 事業（17%）になっています。

区 分		事業数	割合(%)
A	成果や実績が上がっている。	7	29
B	概ね市民が満足できる成果や実績が認められる。	13	54
C	社会情勢から見ると、更なる取り組みが必要。	4	17
合 計		24	100

第3章

現状と課題

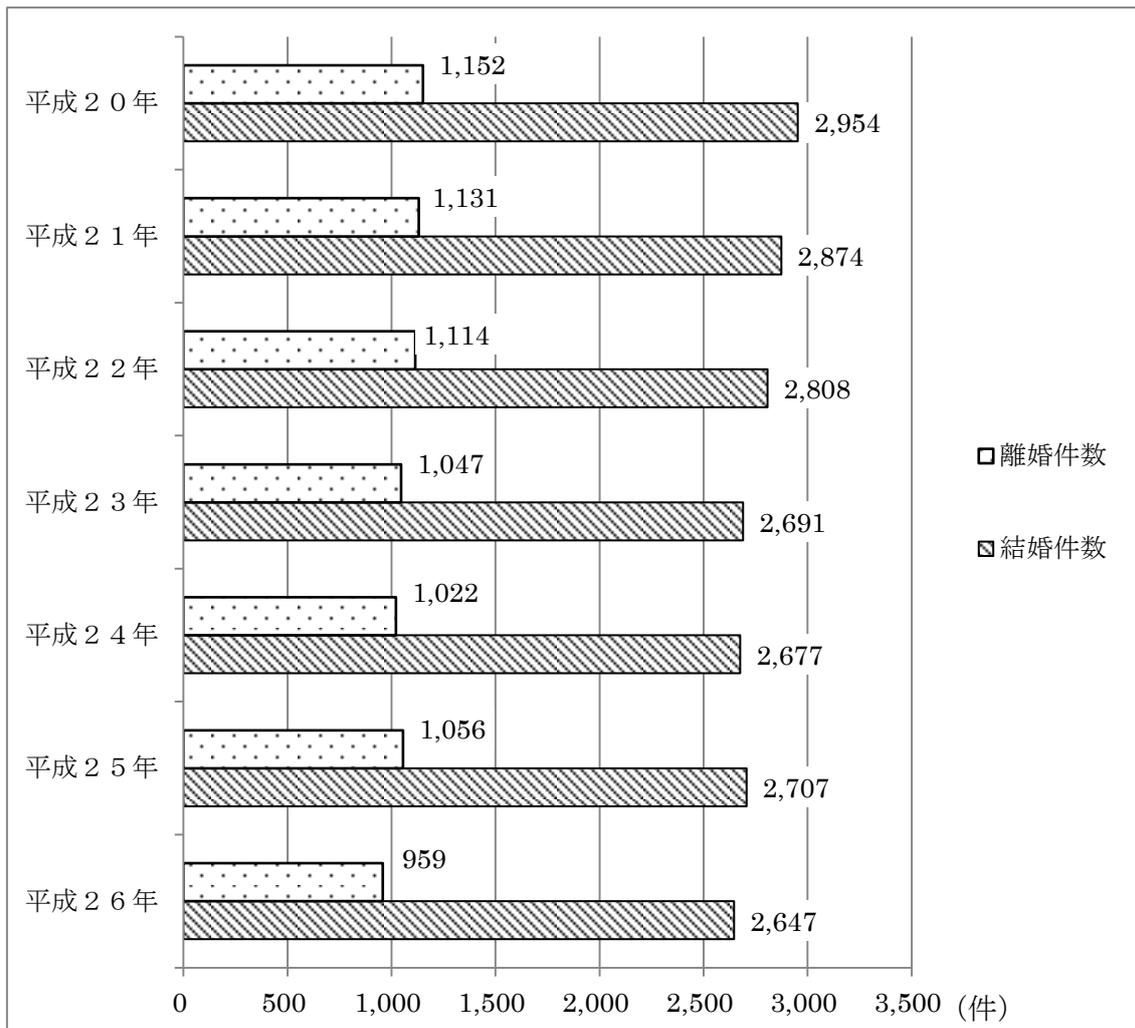
I 統計から見るひとり親家庭の現状

1. 離婚件数・離婚率

(1) 結婚・離婚件数の推移

平成20年から平成26年にかけての本市の離婚件数の推移をみると、離婚件数は減少傾向にあります。これは、結婚件数も減少傾向にあり、そのことが大きな要因と考えられます。

《結婚・離婚件数の推移》

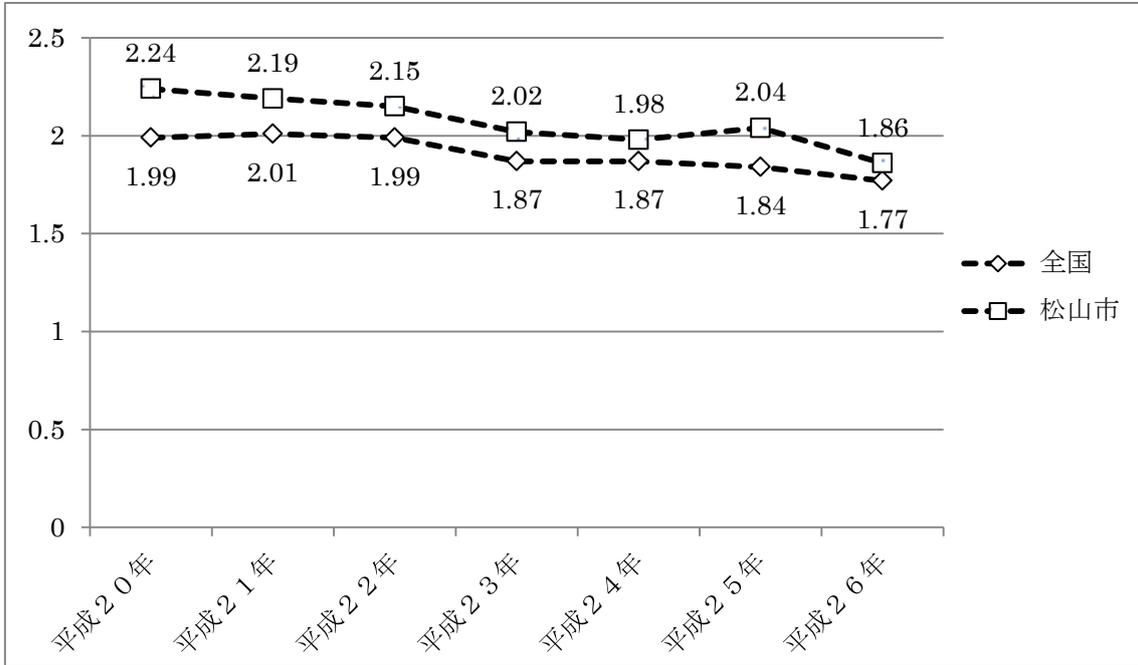


出典：松山市保健所「保健衛生年報」

(2) 離婚率の推移

松山市の離婚率は、全国の離婚率に比べ常に上回っている状態です。
 全国・松山市とも離婚率は減少傾向にあります。

《離婚率の推移》



※離婚率＝人口 1,000 人あたりの離婚件数

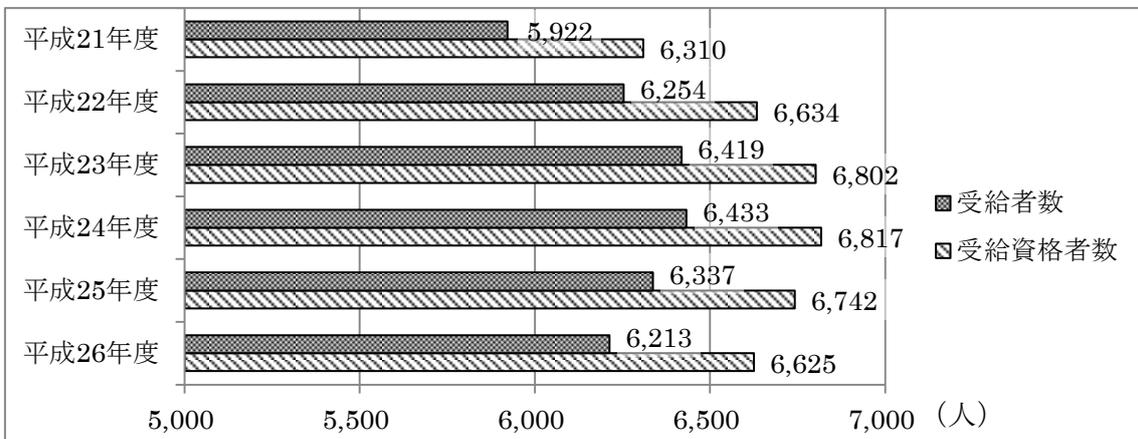
出典:全国＝厚生労働省「人口動態統計」 松山市＝松山市保健所「保健衛生年報」

2. 児童扶養手当受給資格者数及び受給者数

本市の児童扶養手当受給者資格者数及び受給者の推移をみると、平成 22 年 8 月から父子家庭にも支給されるようになったことから、平成 22 年度に大きく増加したものの、平成 24 年度をピークに減少傾向にあります。

《児童扶養手当受給資格者数と受給者数の推移》

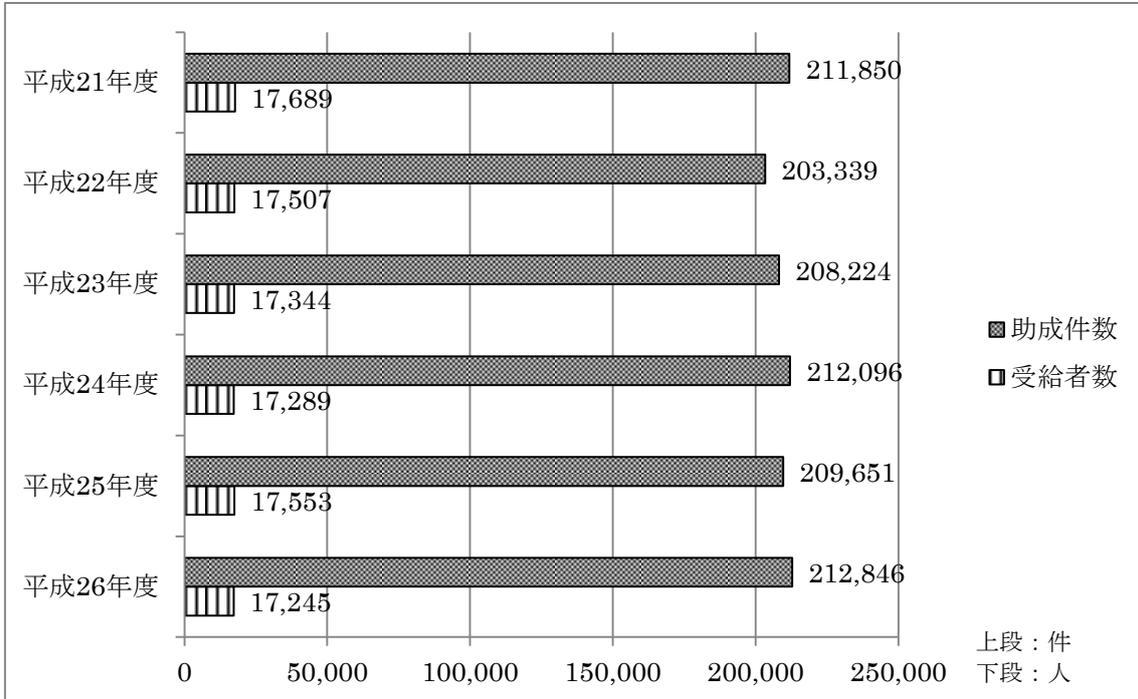
(各年 12 月現在)



3. ひとり親家庭医療費助成事業の推移

ひとり親家庭医療費助成事業については、インフルエンザなどの流行等に左右されることがありますが、受給者の数や助成件数はほぼ横ばいとなっています。

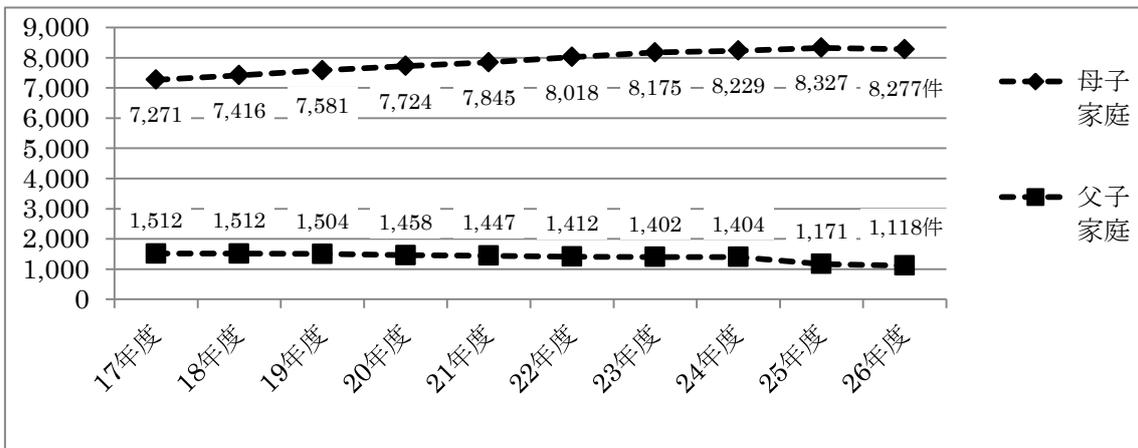
《ひとり親家庭医療費助成事業の推移》



4. ひとり親家庭の世帯数の推移

本市のひとり親家庭の世帯数の推移は、母子家庭数については、平成25年度まで緩やかに増加傾向でしたが、平成26年度は減少しています。また、父子家庭については、平成18年度をピークに減少傾向となっている。

《ひとり親家庭の世帯数の推移》



Ⅱ 平成 27 年度松山市ひとり親世帯実態調査結果

1. 調査の概要

① 調査対象

母子家庭 2,000 世帯と父子家庭 300 世帯（ともに児童扶養手当受給資格者及びひとり親家庭医療費助成対象者）の合計 2,300 件を無作為抽出しました。

② 調査期間・方法

調査期間は、平成 27 年 8 月 1 日～8 月 31 日（督促により 9 月 10 日まで延長）
調査票を郵送により配布し、郵送により回収。

調査基準日 平成 27 年 8 月 1 日

③ 回収状況

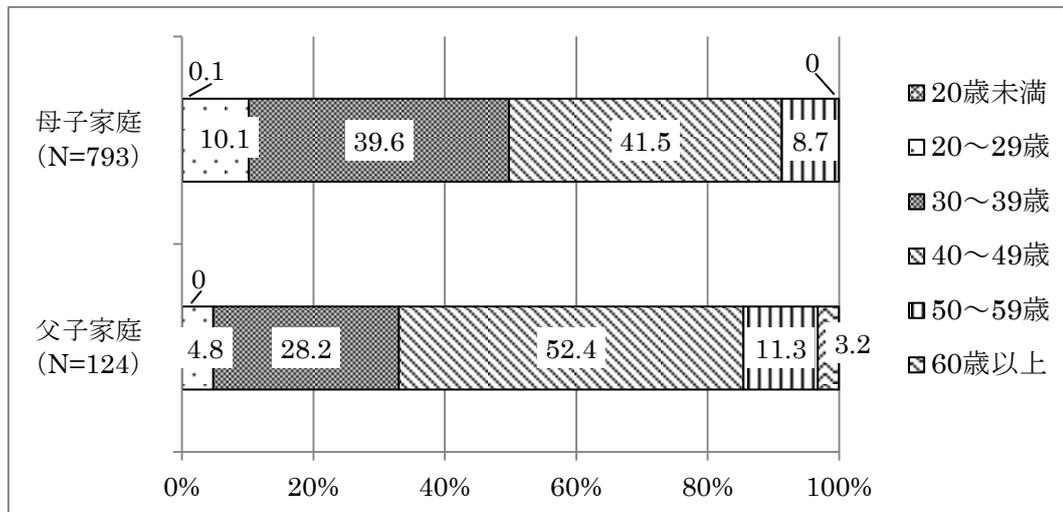
（世帯）

	調査対象	有効回答数	回収率
母子家庭	2,000	799	40.0%
父子家庭	300	124	41.3%
合計	2,300	923	40.1%

2. 調査結果

（1）ひとり親家庭の状況

① 母子家庭及び父子家庭の親の年齢階級



（世帯数）

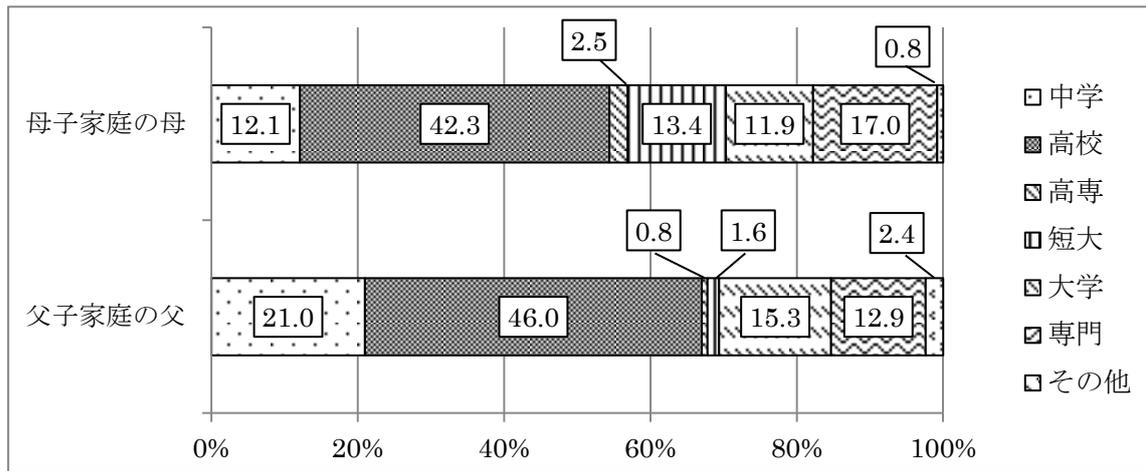
	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
母子家庭	1	80	314	329	69	0
父子家庭	0	6	35	65	14	4

*無回答は欠損値として、数値に含んでいません。

母子家庭の母の平均年齢は、39.4 歳であり、年齢階級別でみると「40～49 歳」が最も多く、次いで「30～39 歳」となっています。

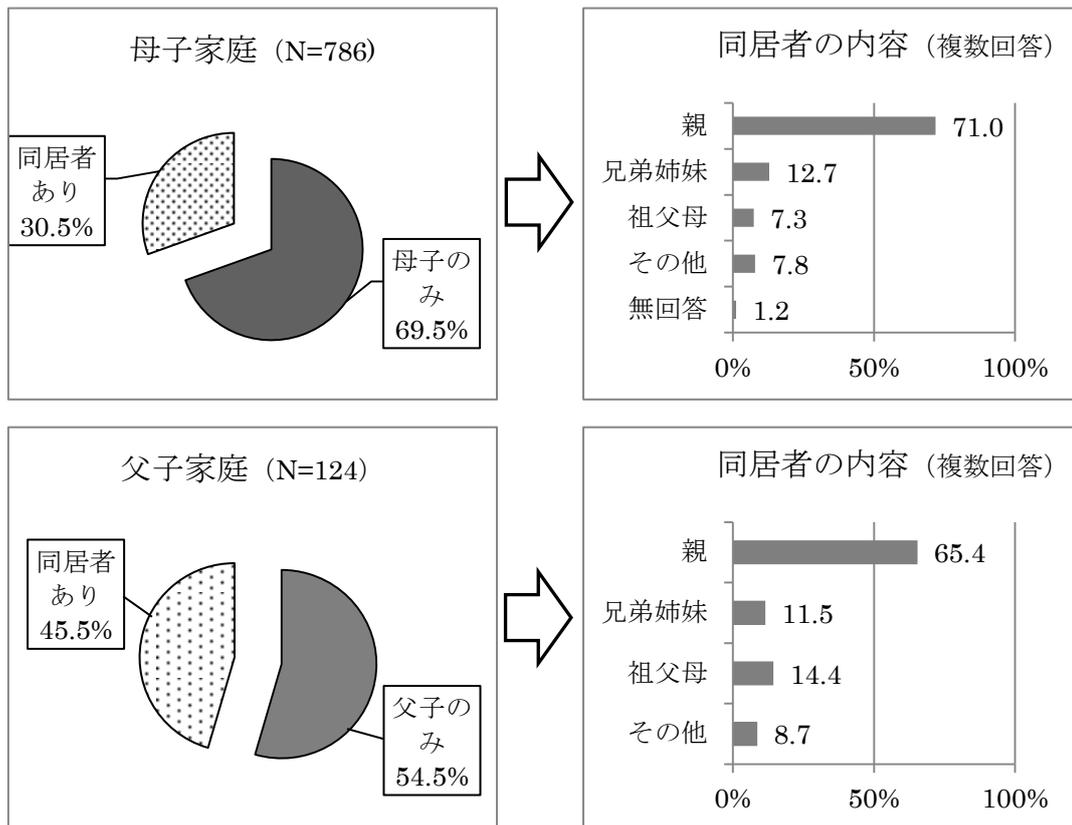
父子家庭の父の平均年齢は、42.3 歳であり、年齢下級別でみると「40～49 歳」が半数以上を占めており、次いで「30～39 歳」が続いています。

②母子家庭及び父子家庭の親の最終学歴



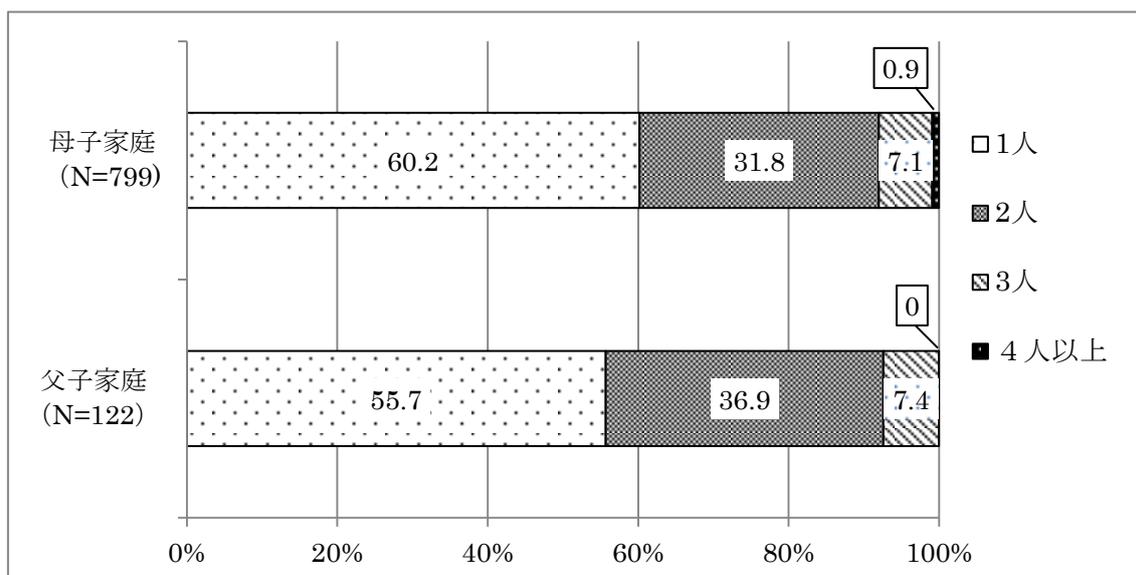
母子家庭及び父子家庭の親の最終学歴は、どちらも「高校卒業」が最も多く、「中学校卒業」については、母子家庭で12.1%、父子家庭で21.0%となっています。

③ひとり親家庭の同居家族



母子・父子のみの家庭は、母子家庭が69.5%、父子家庭が54.5%となっています。同居者の状況から、母子家庭に比べ父子家庭の方が家族から支援を受けやすい環境であることがうかがえます。

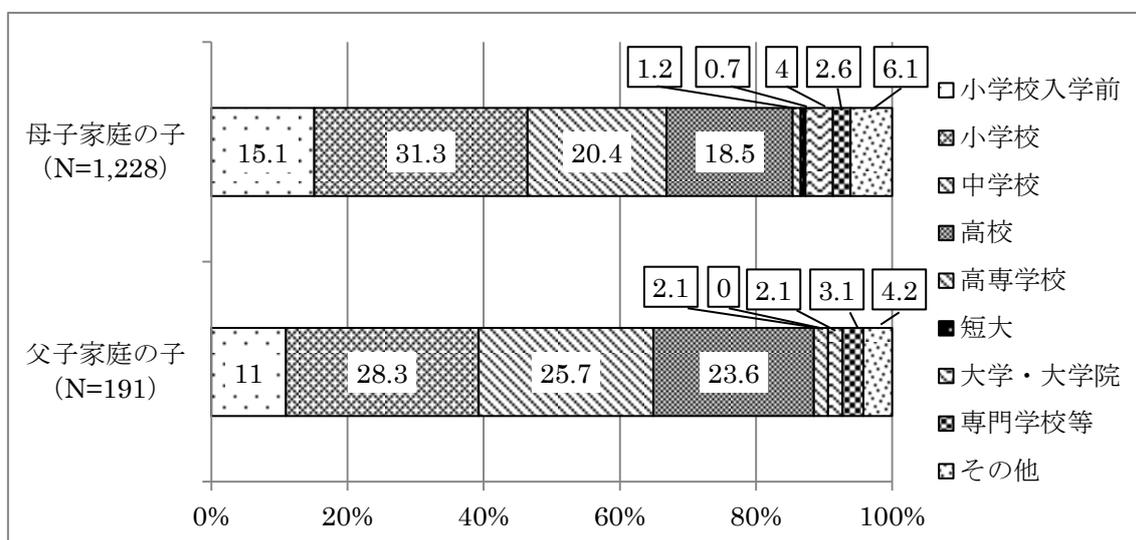
④ひとり親家庭の子どもの数



子どもの人数の平均は、母子家庭では 1.52 人、父子家庭では 1.49 人であり、母子家庭、父子家庭ともに半数以上の世帯で子どもの数が「1人」となっています。

平成 20 年度松山市母子世帯等調査結果では、子どもの数が「1人」の割合は母子家庭が 45.3%、父子家庭が 44.9%で、扶養している子どもの数が減少しています。

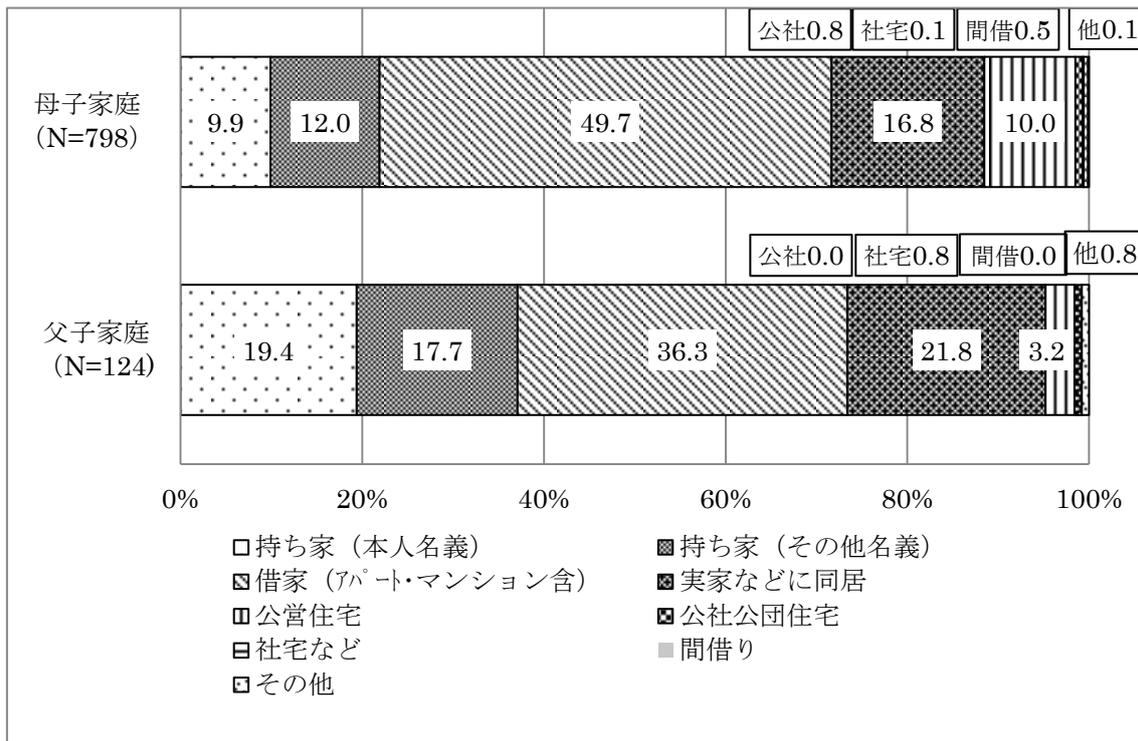
⑤子どもの就学状況



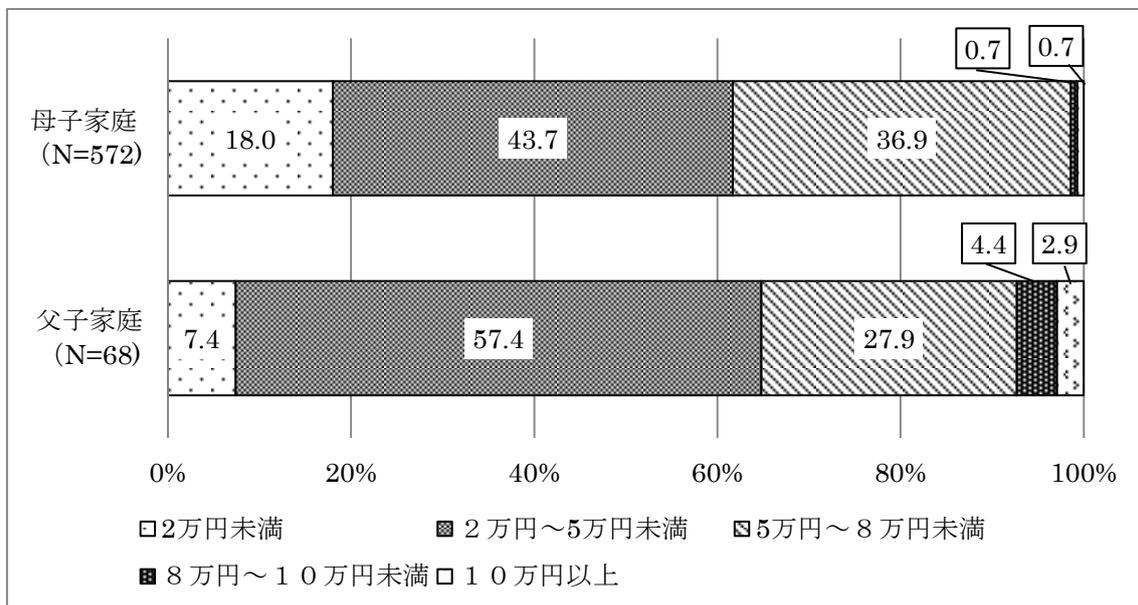
母子家庭、父子家庭ともに「小学生」が最も多く、続いて「中学生」「高校生」となっています。高校生以上でみると、母子家庭より父子家庭の方が年齢の高い子どもがいることがわかります。

(2) 住居の状況

①住居の状況



②月額家賃の状況

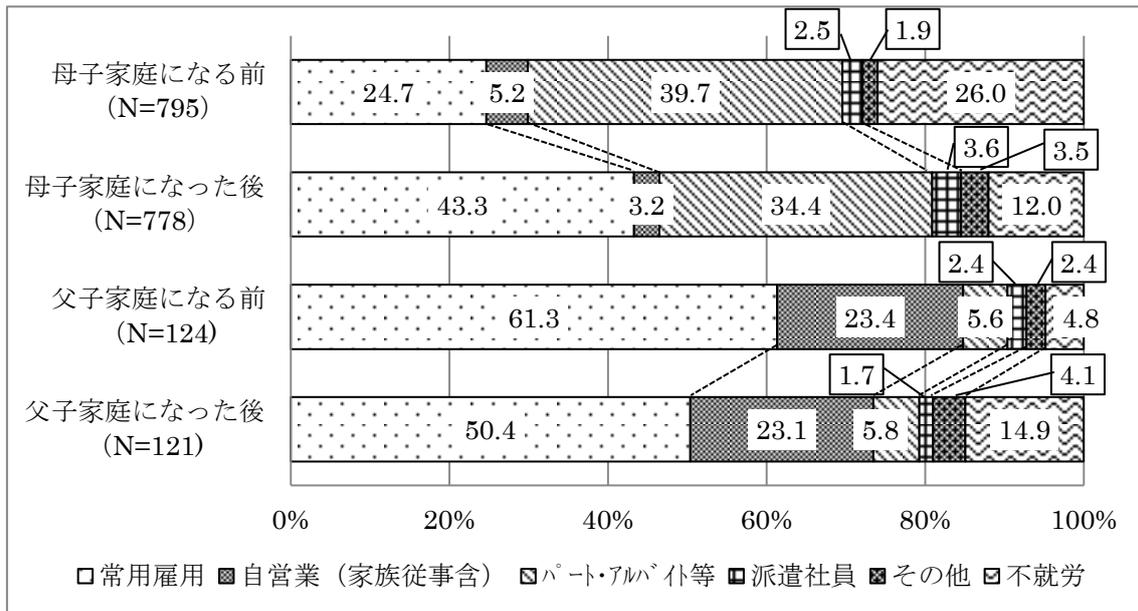


ひとり親家庭の住居の状況は、「借家」が最も多く、母子家庭では 49.7%、父子家庭では 36.3%となっています。

月額家賃の状況は、「2万円～5万円未満」が最も多く、母子家庭で 43.7%、父子家庭で 57.4%、次に「5万円～8万円」で母子家庭が 36.9%、父子家庭が 27.9%となっています。

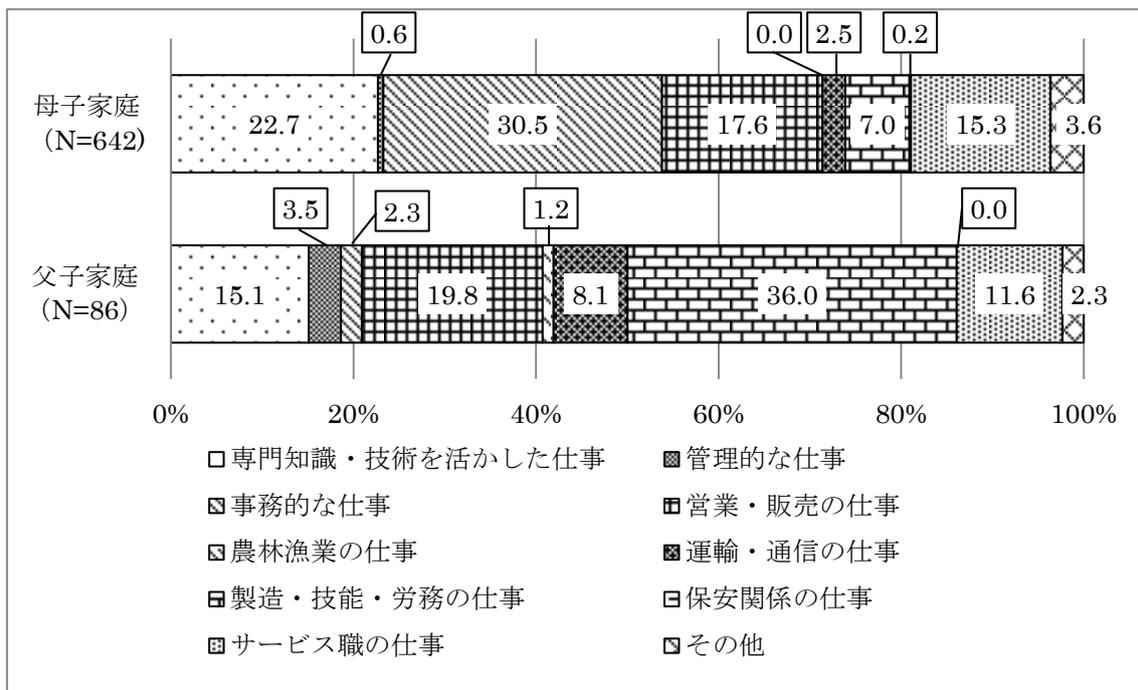
(3) 仕事と収入

①ひとり親家庭になる前と現在の就業形態



母子家庭については、母子家庭になる前に比べ母子家庭になった後は「常用雇用」で仕事をしている方が大幅に増え、一方父子家庭は、常用雇用が約1割減少しています。

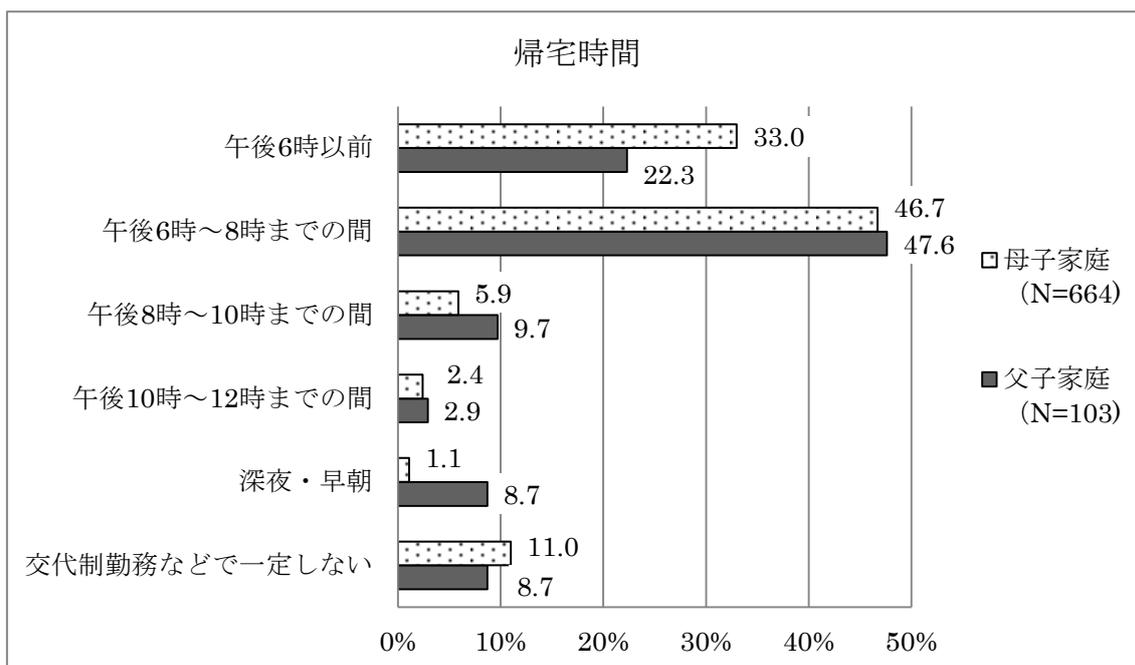
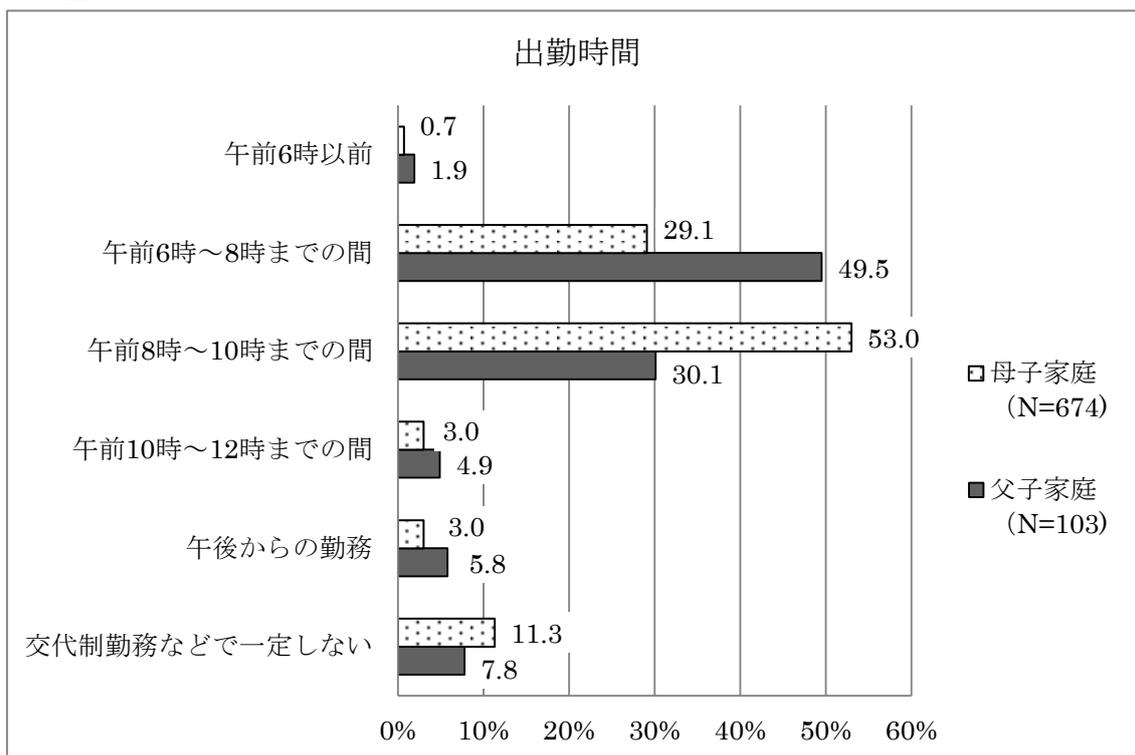
②現在の仕事の職種



母子家庭では「事務的な仕事」が30.5%と最も多く、続いて「専門知識・技術を活かした仕事」「営業・販売の仕事」となっています。

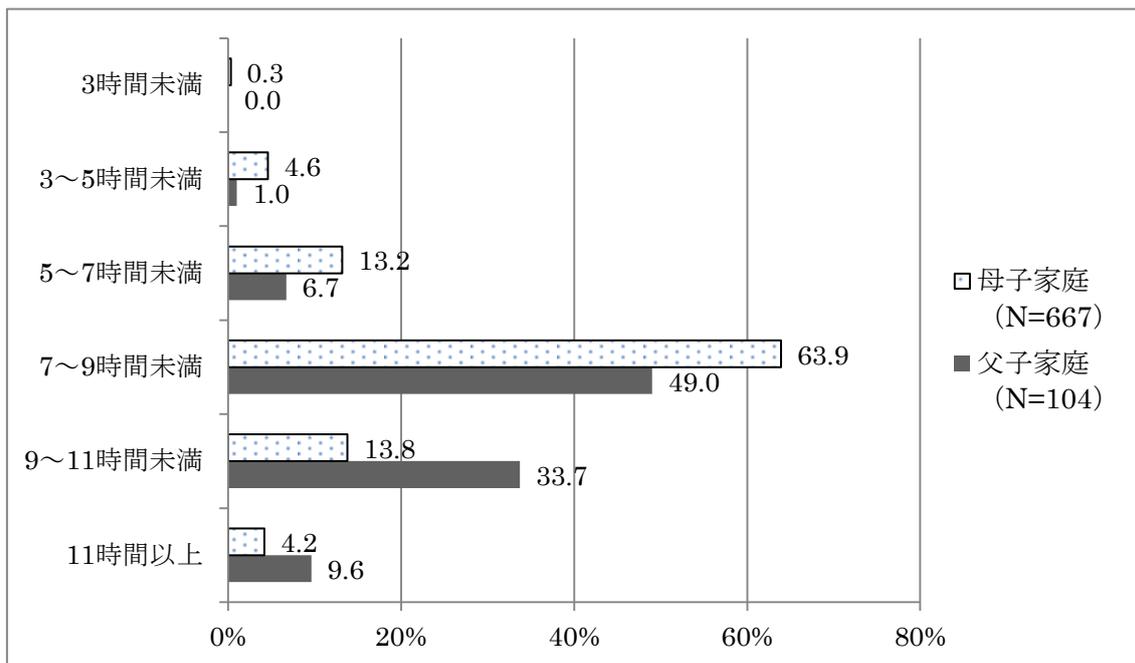
父子家庭は、「製造・技能・労務の仕事」が36.0%で最も多く、続いて「営業・販売の仕事」「専門知識・技術を活かした仕事」となっています。

③出勤時間と帰宅時間



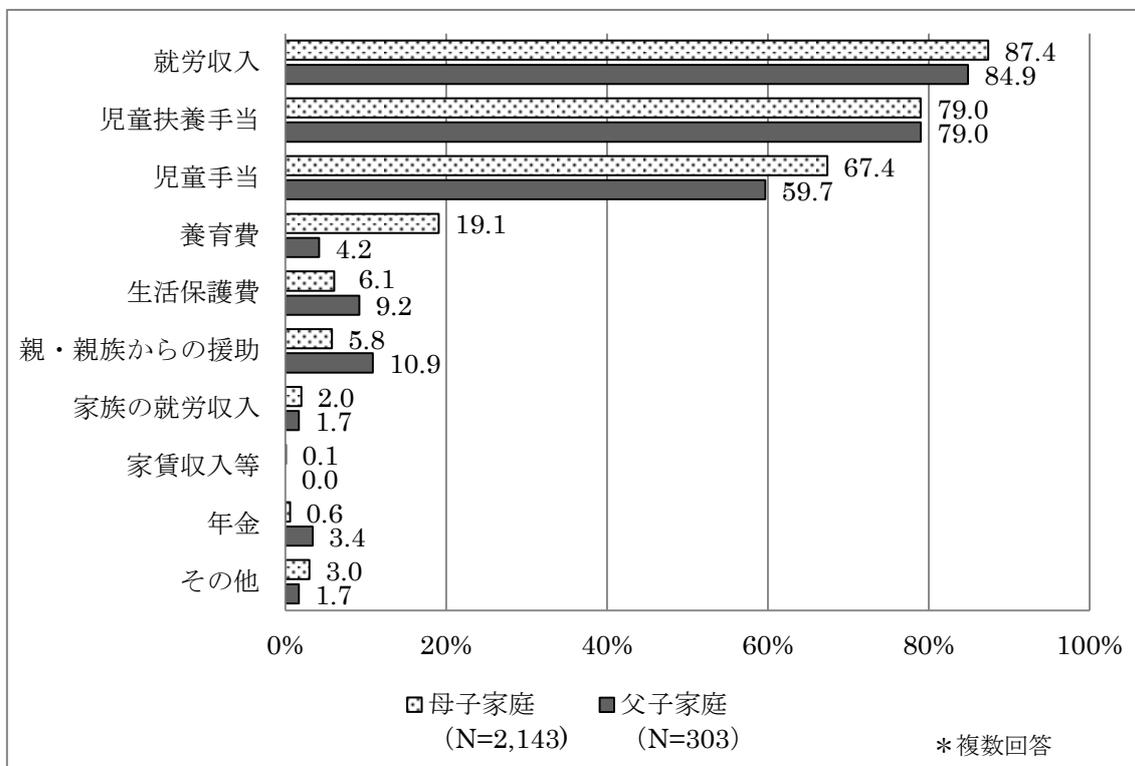
出勤時間については、母子家庭より父子家庭の方が早い時間に出勤している割合が高く、帰宅時間については、「午後6時～8時までの間」が母子家庭父子家庭ともに最も多いが、午後6時以前に帰宅するのは父子家庭より母子家庭の方が高くなっています。

④ひとり親家庭の一日の平均就労時間



最も多い就労時間は母子家庭、父子家庭とも「7～9時間未満」で、「5～7時間未満」では父子家庭より母子家庭が多く、「9～11時間未満」では母子家庭より父子家庭が多くなっています。

⑤ひとり親家庭の収入の種類



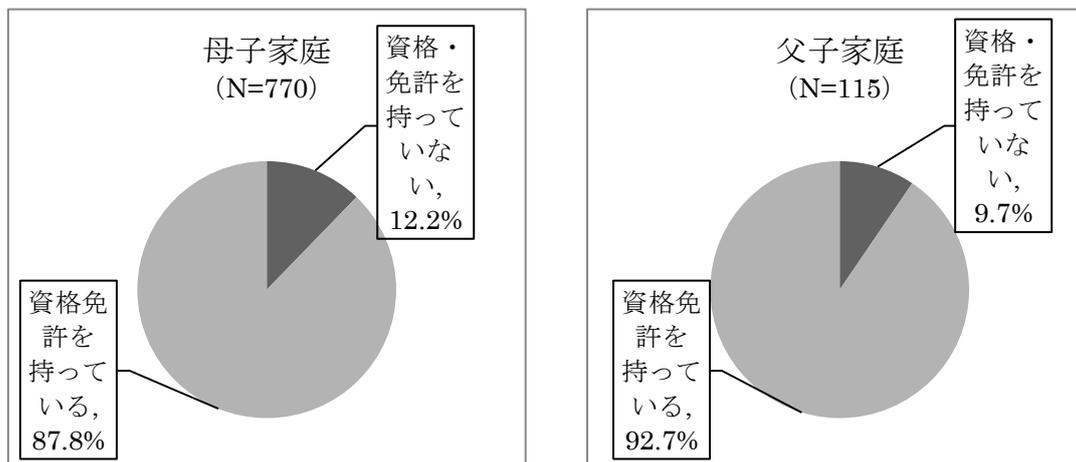
ひとり親家庭の収入の種類は、「就労収入」が最も多く、次いで「児童扶養手当」「児童手当」となっています。

⑥ひとり親家庭の年間収入状況

母子家庭	平均世帯人員	3.03人	父子家庭	平均世帯人員	3.34人
	平均収入 (うち、就労収入)	268.0万円 184.9万円		平均収入 (うち、就労収入)	280.0万円 232.0万円

※平均世帯人員は、同居している者をすべて含んだ人数。

⑦各種資格・免許の有無



自動車運転免許を含め、ひとり親家庭の親の約9割は何らかの資格・免許を持っています。

⑧仕事に役立っている主な資格・免許

() 内は件数

母子家庭 (N=594)		父子家庭 (N=75)	
1	自動車運転免許 (184)	1	自動車運転免許 (44)
2	看護師(准看護師含む) (69)	2	理・美容師 (3)
3	パソコン (54)	3	調理師 (3)
4	簿記 (45)	4	介護福祉士 (2)
5	介護福祉士 (45)	5	看護師(准看護師含む) (1)
			社会福祉士 (1)

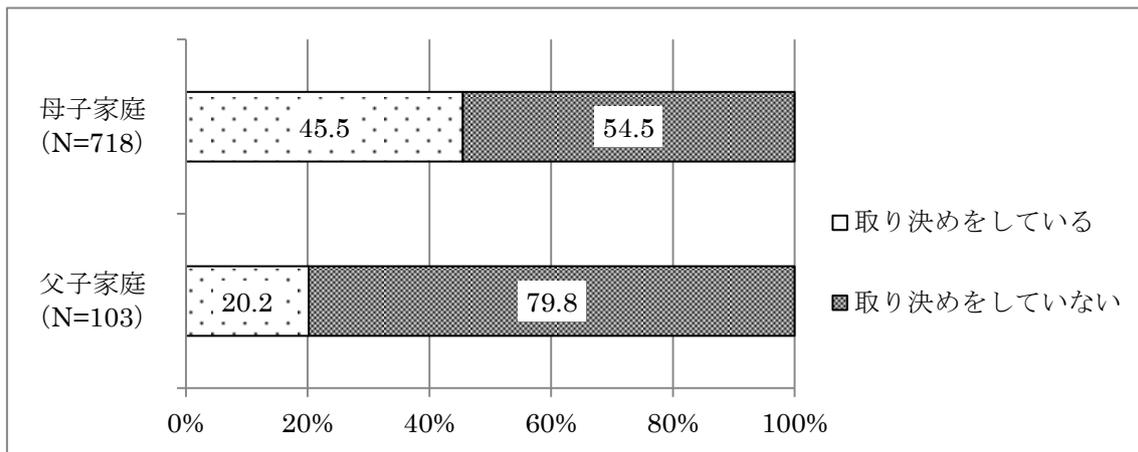
母子家庭、父子家庭ともに「自動車運転免許」は取得率も高く、仕事上でも役立っています。

母子家庭では「看護師」や「介護福祉士」、父子家庭では「理・美容師」や「調理師」といった専門的な資格を仕事に役立てています。

母子家庭では、「パソコン」や「簿記」の資格も役立っていると答えている人が多いため、父子家庭よりも事務的な仕事をしている方が多いと考えられます。

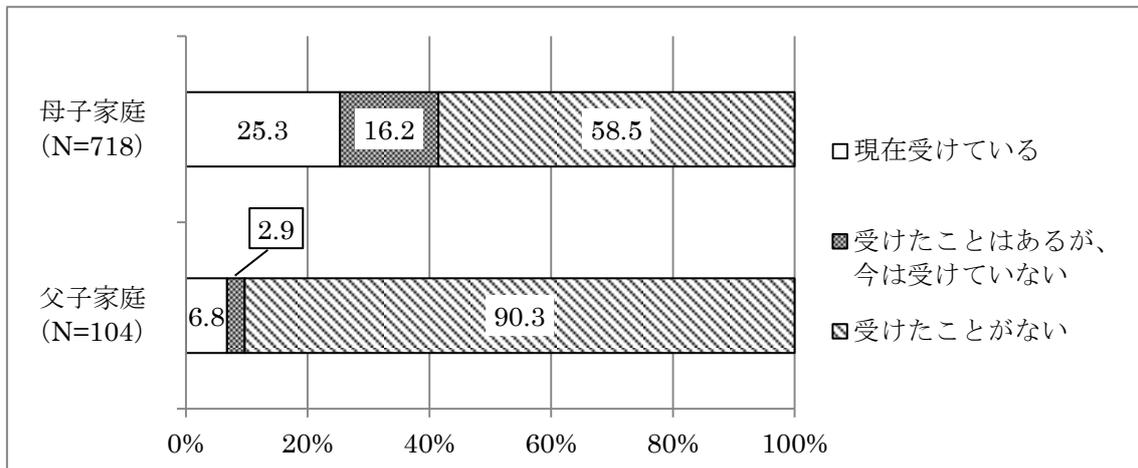
(4) 養育費と面会交流

① 養育費の取り決め状況



母子家庭については 45.5%が取り決めているが、父子家庭は 20.2%となっています。

② 養育費の受給状況



母子家庭の養育費の取り決めは約半数でしたが、「現在も受けている」という回答は、25.3%となっています。

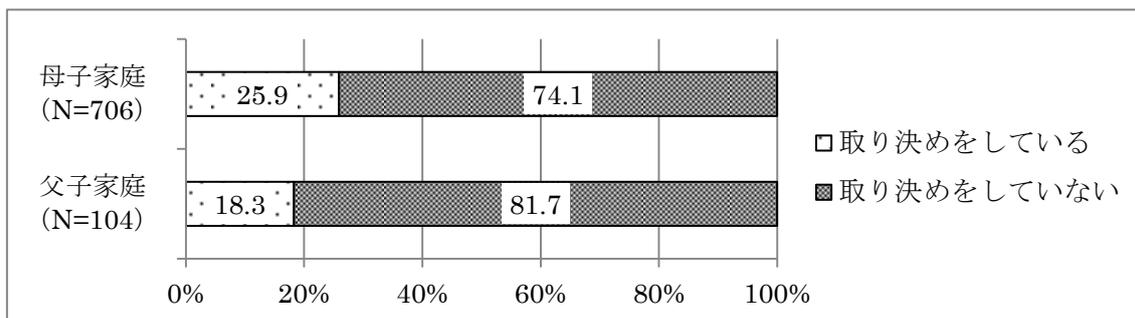
父子家庭では、養育費の取り決めは約 2 割でしたが、「現在も受けている」という回答は、6.8%となっています。

③ 1 世帯当たりの養育費（月額）の平均

(円)

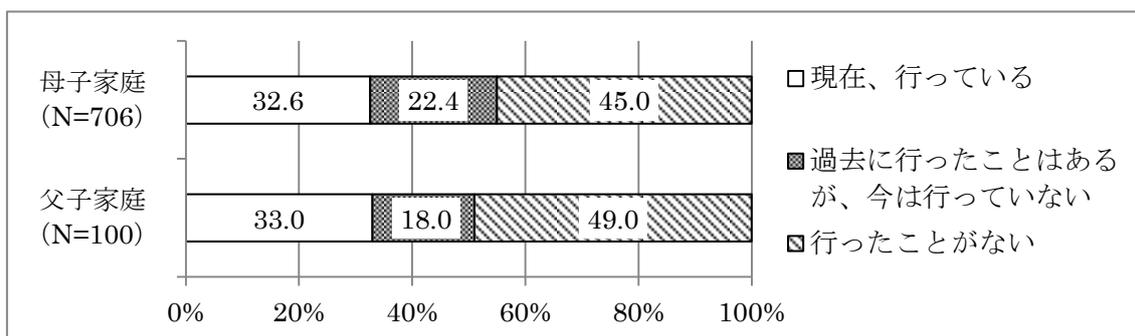
	母子家庭	父子家庭
月額平均	32,789	25,475

④面会交流の取り決め状況



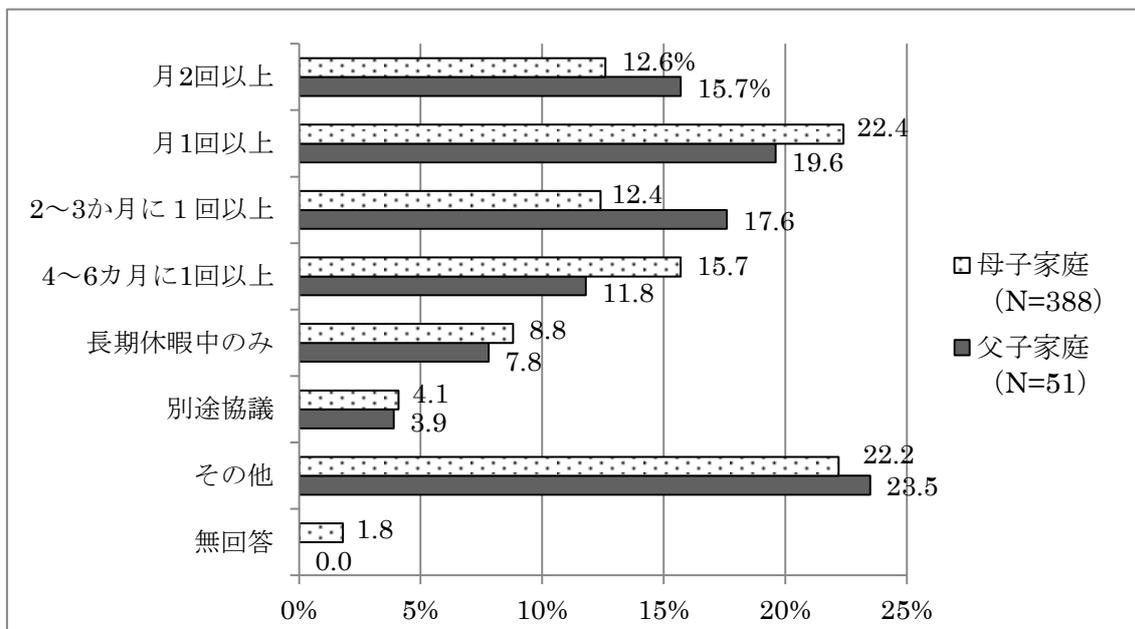
面会交流については、母子家庭で 25.9%、父子家庭で 18.3%が取り決めています。

⑤面会交流の実施状況



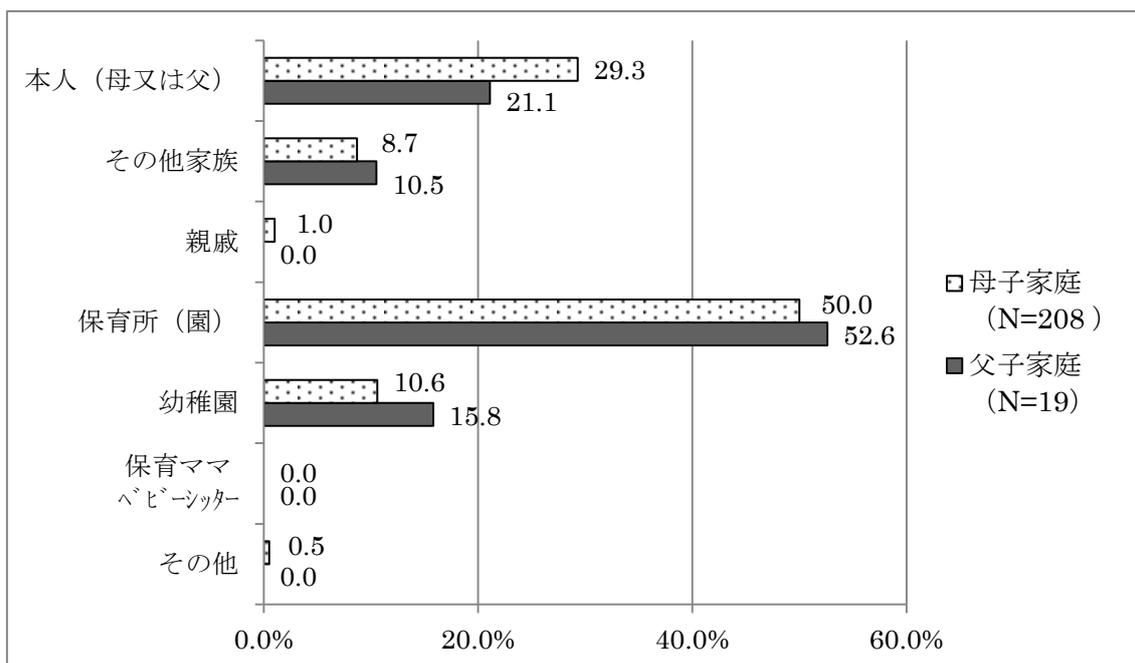
面会交流の実施状況については、母子家庭、父子家庭ともに、「現在、行っている」が 30%を超えています。

⑥面会交流の実施頻度



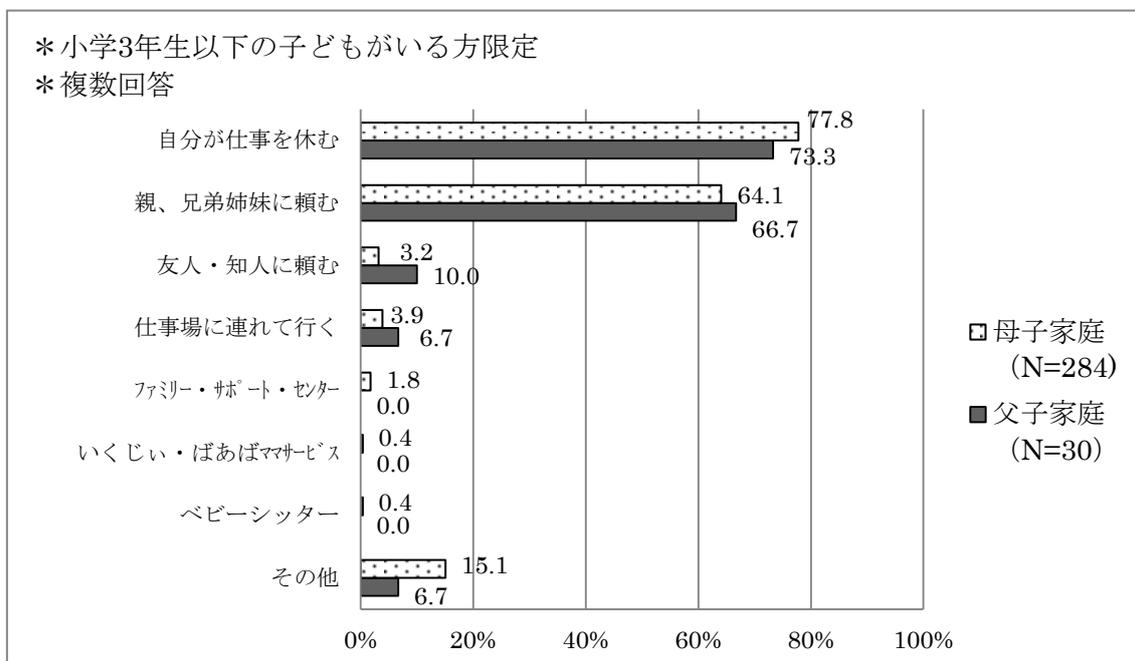
(5) 子どもの状況

①就学前の子どもの保育は誰が行っているか。



母子家庭、父子家庭ともに「保育所」を利用している人が最も多く、続いて「本人」「幼稚園」となっています。

②小学3年生以下の子どもの病気の時の世話はどうしているか。

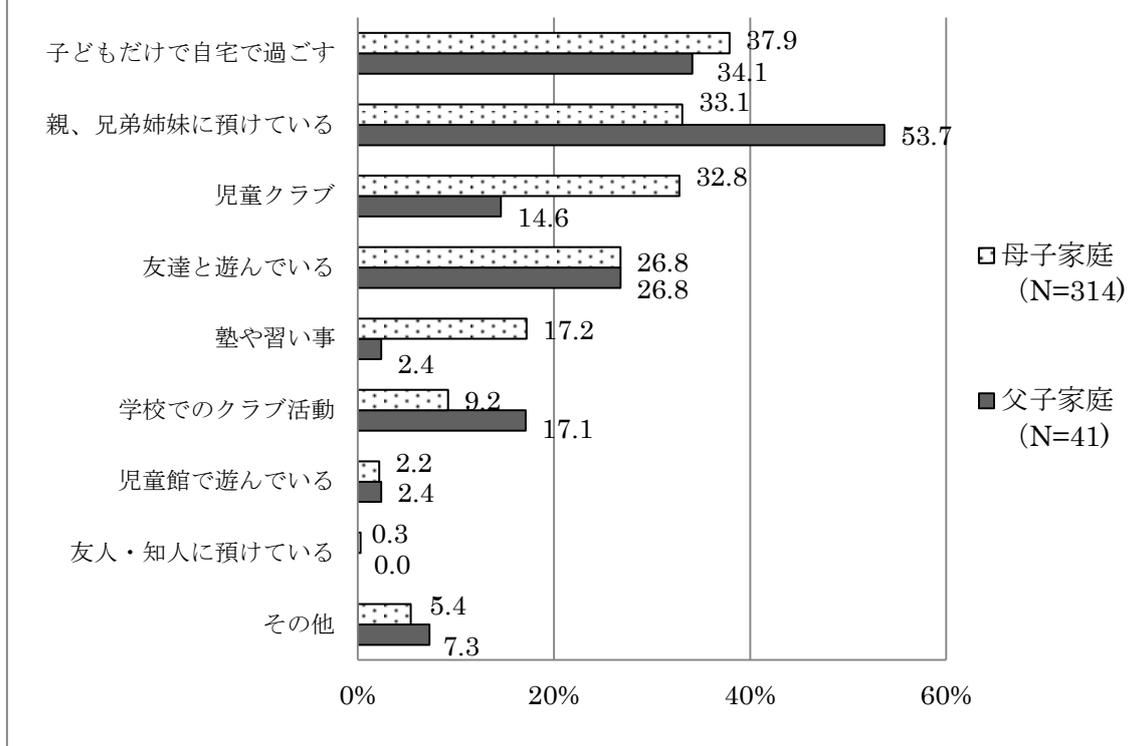


子どもが病気の際には、「自分が仕事を休む」か「親、兄弟姉妹に頼む」ことが多くなっています。

③放課後、親がいない間、小学生の子どもはどこで過ごしているか。

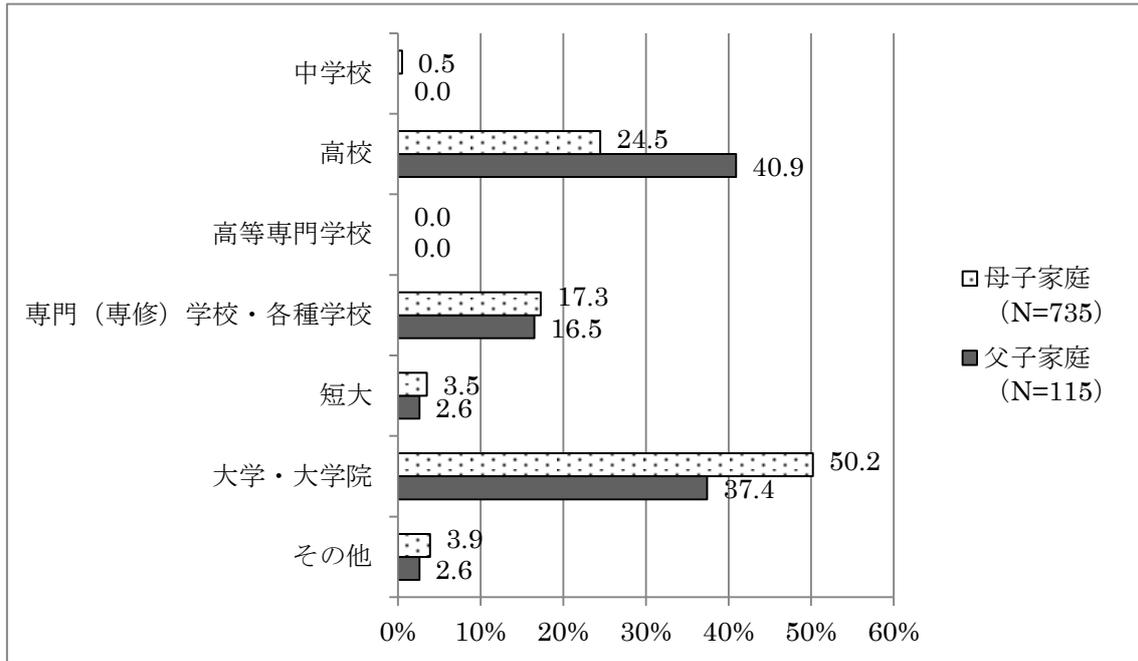
*小学生以下の子どもがいる方限定

*複数回答



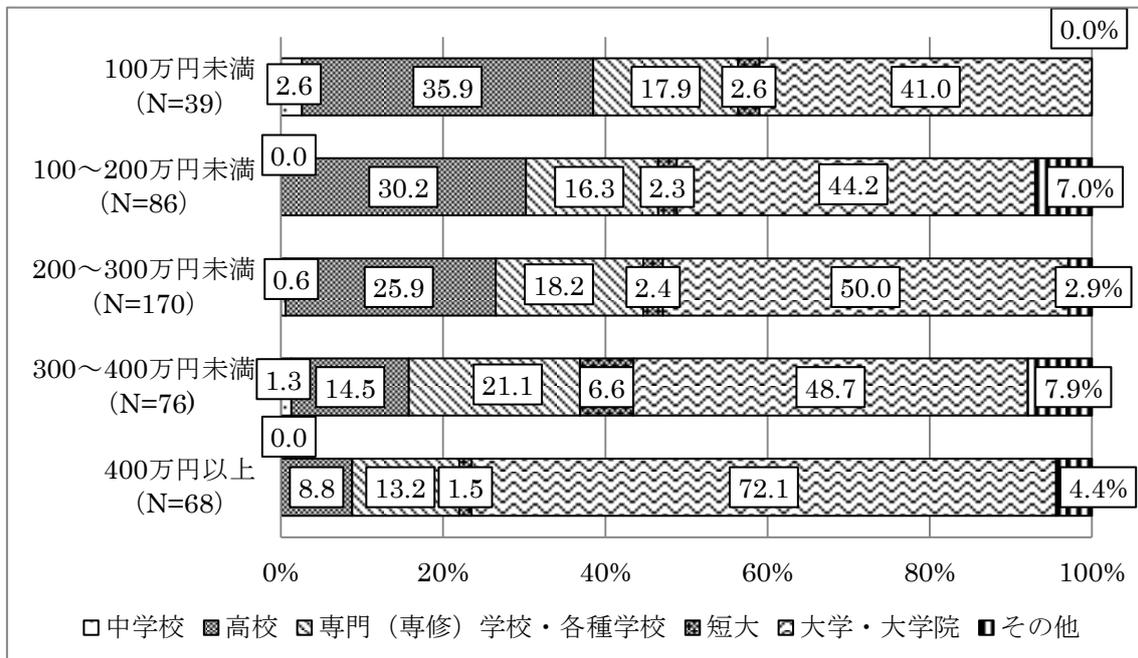
親がいない間、放課後の子どもは母子家庭では「子どもだけで自宅で過ごす」が最も多く、続いて「親、兄弟姉妹に預けている」「児童クラブ」となっています。父子家庭は、「親、兄弟姉妹に預けている」が最も多く、続いて「子どもだけで自宅で過ごす」「友達と遊んでいる」となっています。

④子どもの進学についてどこまでを考えているか。



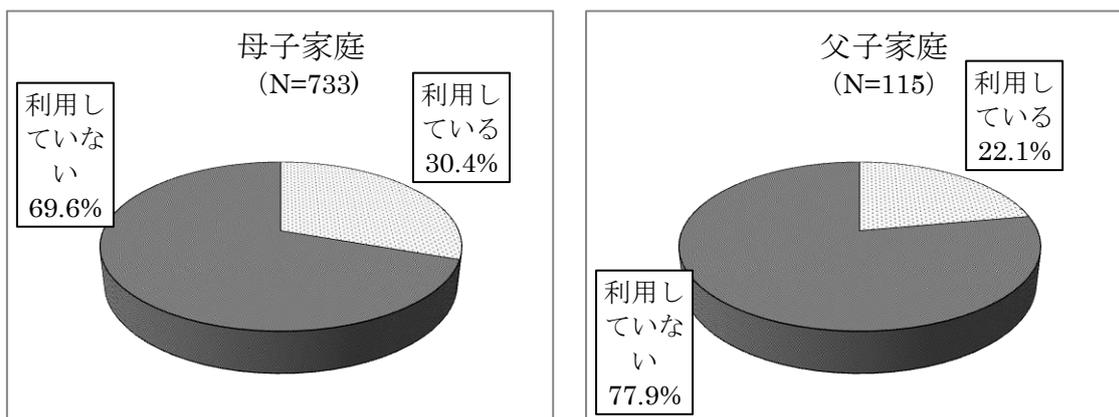
子どもの進学について、母子家庭では「大学・大学院」まで進学させたいと考えている方が最も多く、父子家庭では「高校」か「大学・大学院」までの進学を考えている方が多くなっています。

⑤子どもの進学と世帯の年間総収入のクロス集計（母子家庭）



世帯の年間総収入の少ない世帯ほど子どもの進学を「高校」までと考えている世帯が多く、年間総収入が増えるにつれ「大学・大学院」までの進学を考えている世帯が多くなっています。

⑥民間の学習施設（学習塾や予備校等）の利用状況



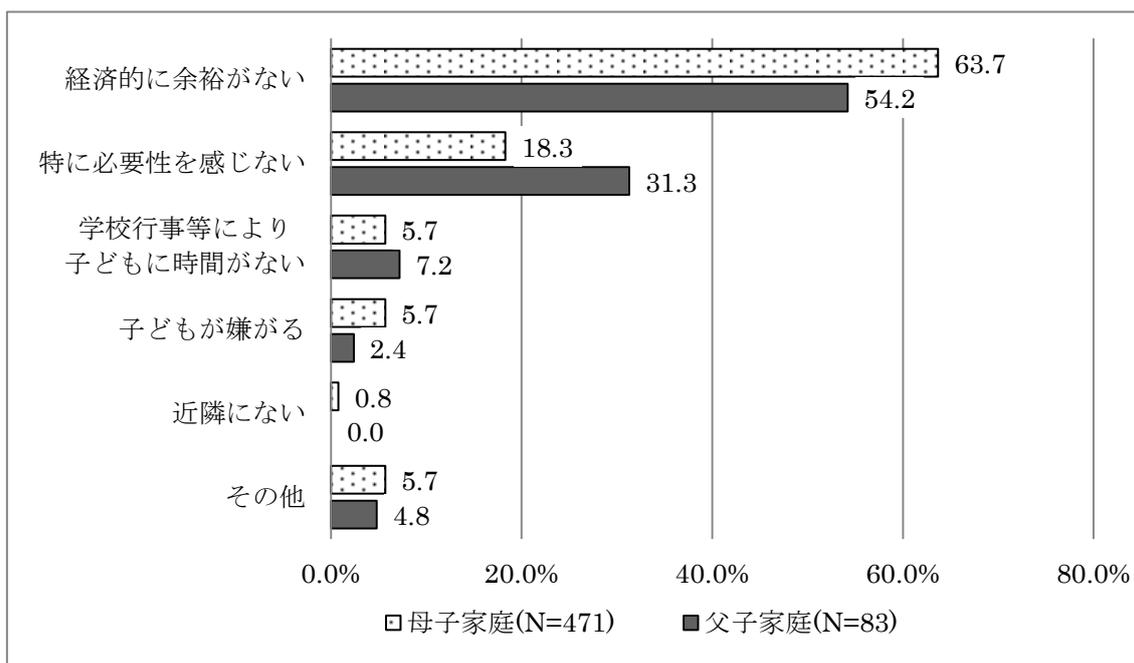
子どもが民間の学習施設（学習塾や予備校等）を利用しているのは、母子家庭で 30.4%、父子家庭で 22.1%となっています。

〔参考〕文部科学省:「平成 27 年度全国学力・学習状況調査結果」での学習塾（家庭教師含む）の利用率

<全 国(公立)>小学生 46.0%、中学生 60.9%

<愛媛県(公立)>小学生 47.0%、中学生 58.1%

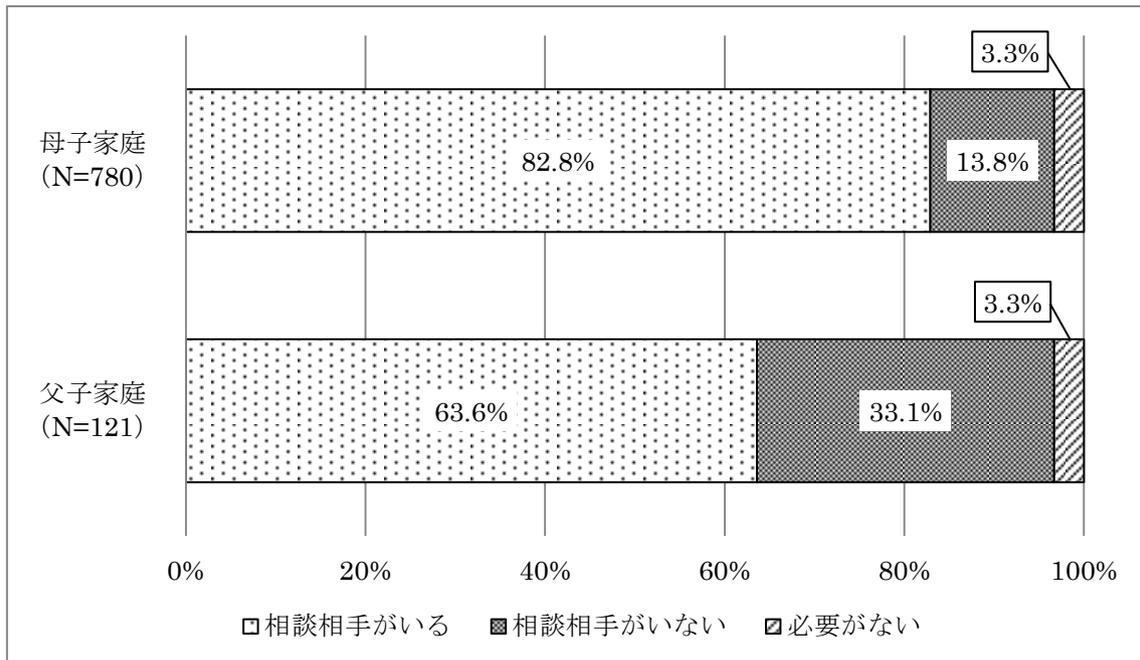
⑦民間の学習施設（学習塾や予備校等）を利用していない理由



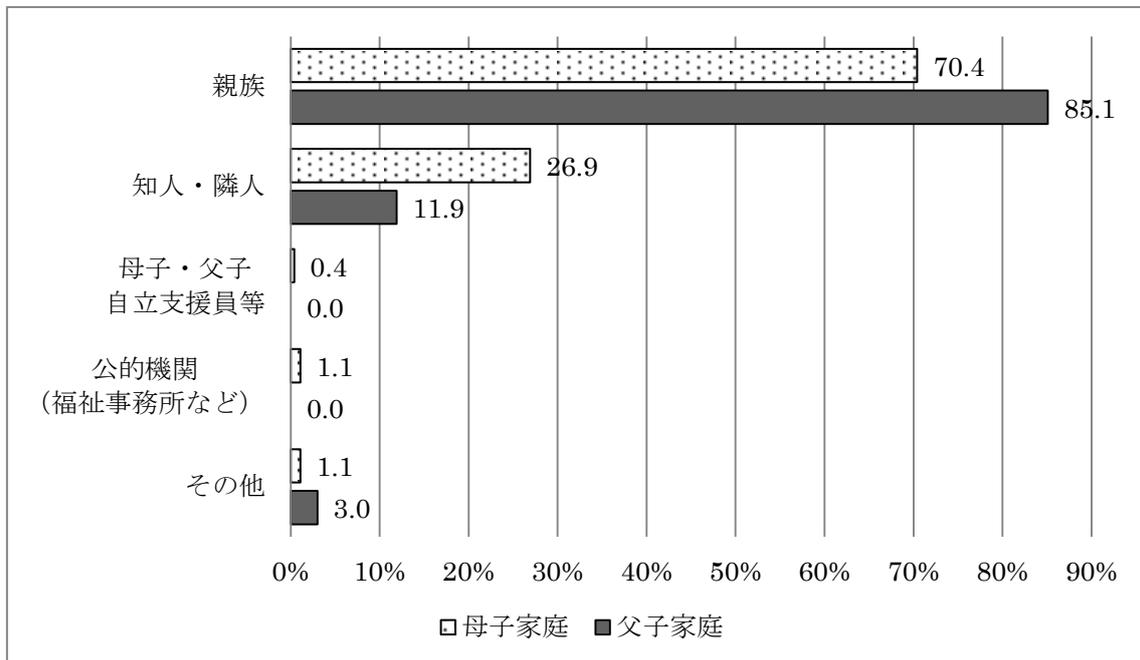
民間の学習施設（学習塾や予備校等）を利用していない理由で最も多いのは、「経済的に余裕がない」で、その割合は母子家庭で 63.7%、父子家庭で 54.2%を占めています。

(6) ひとり親家庭の相談相手

①相談相手の有無



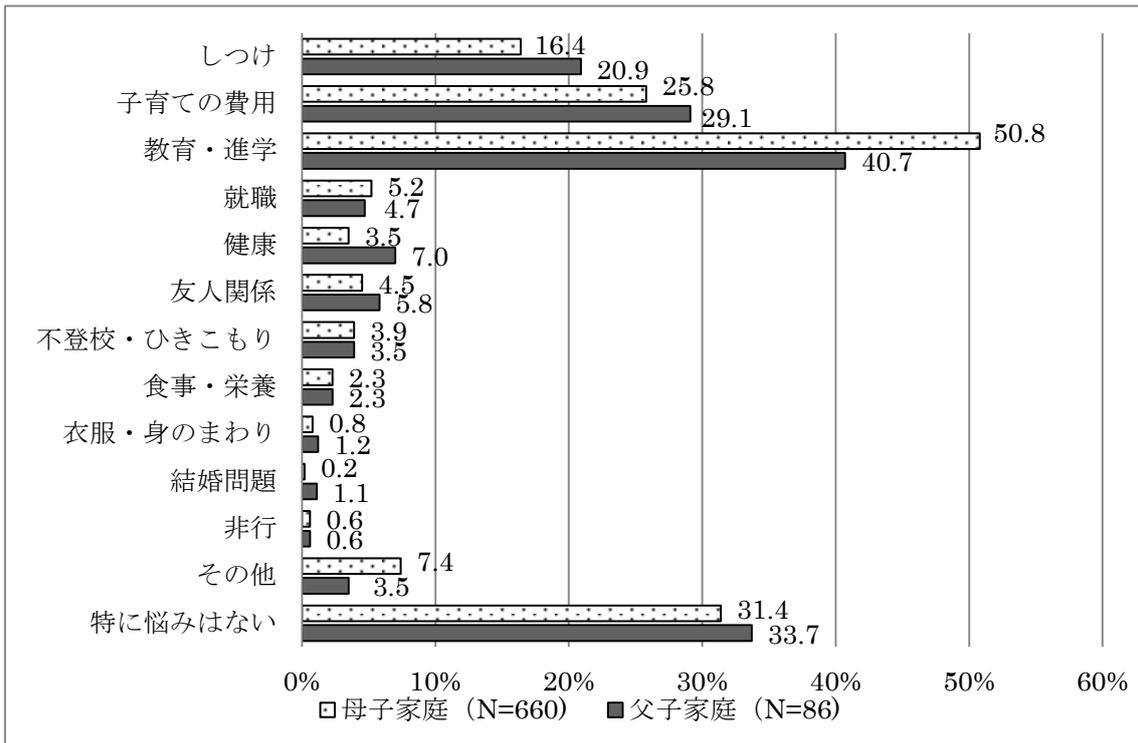
②相談相手の内訳について



相談相手の有無については、「相談相手がいる」と回答したのは母子家庭で82.8%、父子家庭で63.6%となっており、その内訳は「親族」が母子家庭、父子家庭とも最も多く、次いで「知人・隣人」となっています。

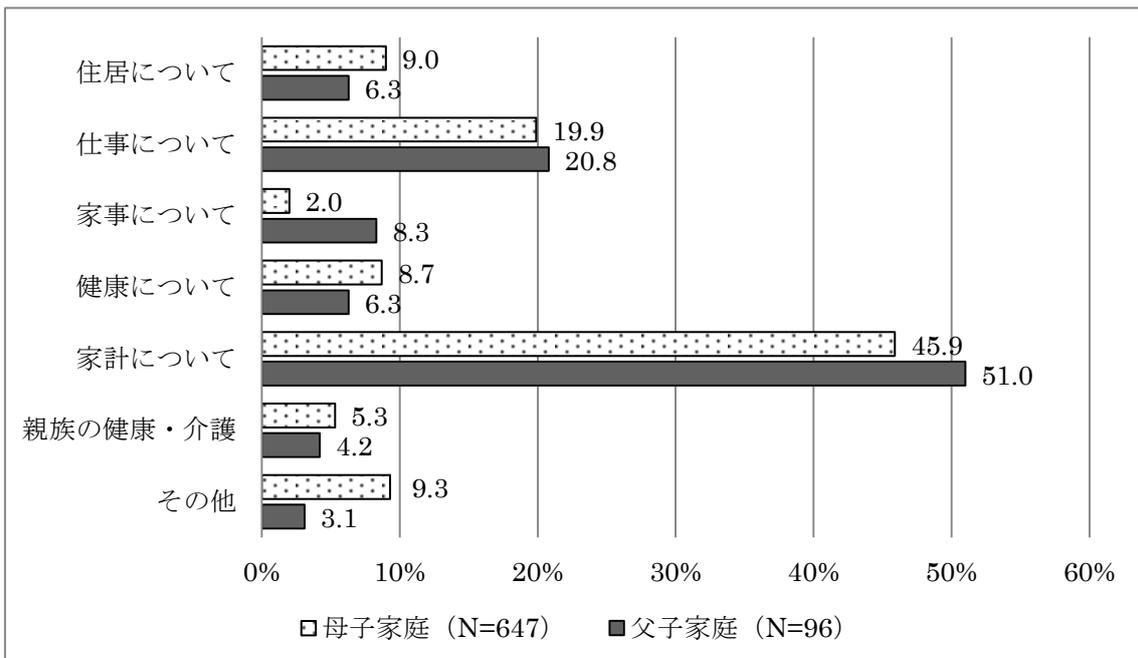
(7) ひとり親家庭の悩み

①子どもに関する悩み（子どもごとに回答）



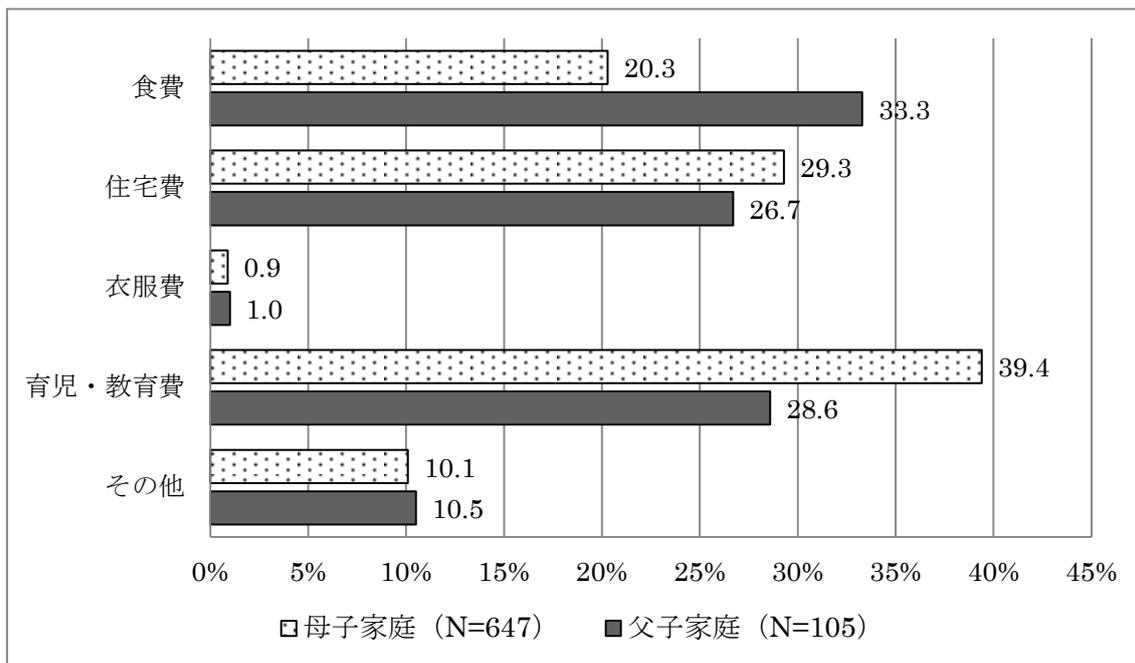
子どもに関する悩みでは、母子家庭、父子家庭ともに「教育・進学」が最も多く、次に「子育ての費用」となっています。「特に悩みはない」の回答も母子家庭、父子家庭ともに約3割程度となっています。

②子育て以外の悩み



母子家庭、父子家庭ともに、「家計について」の悩みが最も多くなっています。

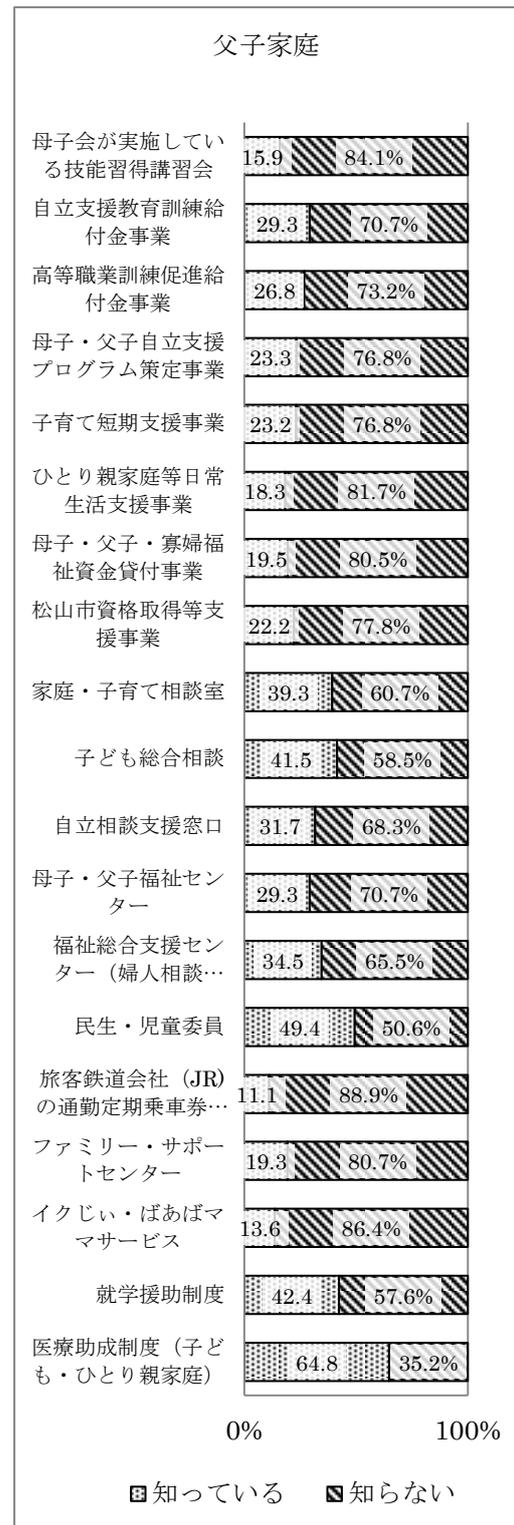
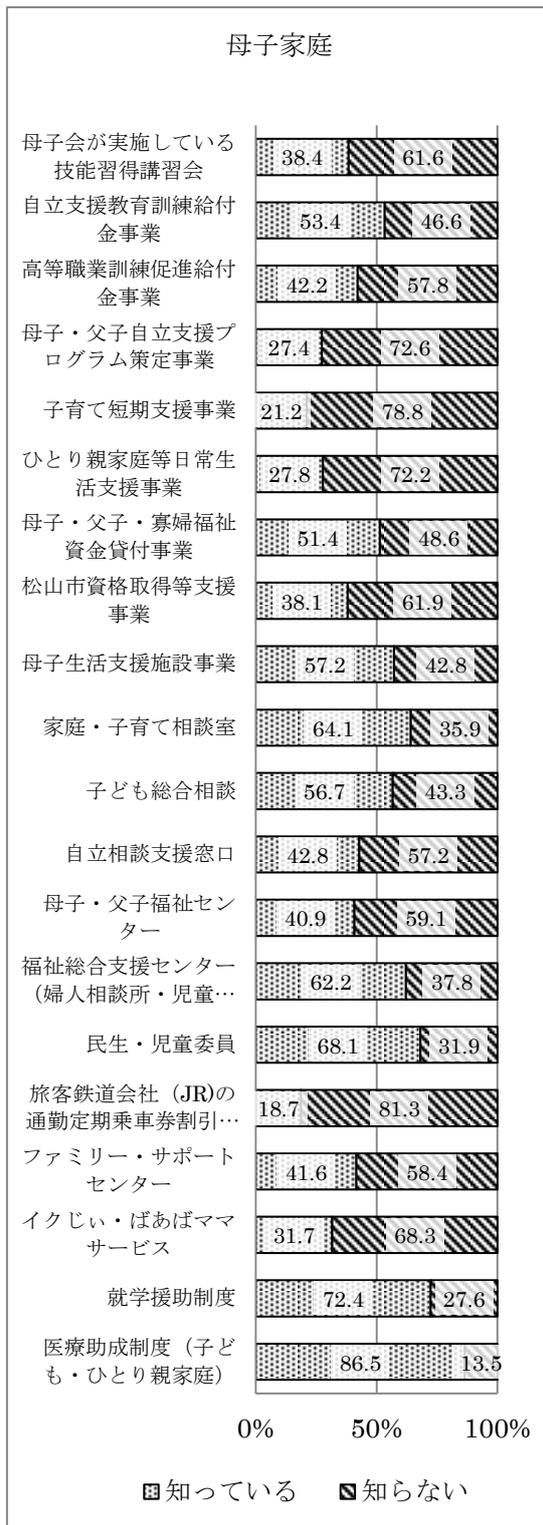
③家計を圧迫している費用



家計を圧迫している費用で最も多いのは母子家庭では、「育児・教育費」で39.4%、父子家庭では「食費」で33.3%となっています。次いで多いのは母子家庭では「住宅費」の29.3%、父子家庭では「育児・教育費」の28.6%となっています。

(8) 公的制度の認知度

①ひとり親家庭の公的制度の認知度



最も認知度が高い公的制度は、母子家庭、父子家庭とも「医療助成制度」で、次いで母子家庭では「就学援助制度」、父子家庭では「民生・児童委員」となっています。公的制度の認知度は、母子家庭に比べ父子家庭の方が低いようです。

(9) ひとり親家庭施策への意見・要望

※以下の表は、母子世帯の自由意見を内容ごとに大きく分類し、項目化したもの。

①母子家庭

内容	件数	内容	件数
(1) 就業支援	34	④ 母子寡婦福祉資金貸付金	6
① 就業支援	28	・ 保証人の撤廃	3
・ 資格取得支援の充実	10	・ 種類を増やしてほしい	1
・ ひとり親雇用促進制度の充実	3	・ 制限の緩和	2
・ 正社員に就きたいが困難	6	⑤ 児童手当	10
・ 求職の際に母子を優先してほしい	1	・ 支給対象年齢の引き上げ	6
・ 就業支援制度の充実	5	・ 手当の増額	3
・ その他	3	・ 所得による減額措置に対する不満	1
② 就労先の理解・協力	6	⑥ 給付・助成全般に対する要望・不満	61
・ ひとり親就労を企業に理解してほしい	4	・ 子どもが高校生以上になってからの支援を手厚く	6
・ 就業形態のシステムの充実	2	・ 複数の子どもがいる世帯への支援を手厚く	4
(2) 子育て・生活支援	108	・ 手当の増額・現状維持を希望	13
① 保育	55	・ 所得制限の見直し	11
・ 児童クラブの休日利用・時間延長に関する要望	16	・ 不正受給による不公平の是正	8
・ 児童クラブの対象年齢の拡大に関する要望	4	・ 頑張って働くと手当が減ることへの不公平感	12
・ 児童クラブの費用に関する要望	1	・ その他	7
・ 児童クラブに関するその他の要望	5	(4) 養育費	5
・ 保育園の充実	3	(5) 相談・情報提供	42
・ 保育料に関しての要望	5	① 広報・周知	17
・ 病児保育の充実	5	・ もっと周知してほしい	11
・ 土日、夜間等の保育サービスについての要望	2	・ 制度をわかりやすくしてほしい	5
・ 公的な保育サービスについての要望	5	・ その他	1
・ その他	1	② 相談体制・窓口への要望	22
② 子育てと仕事のバランス	8	③ 情報交換・交流の場が欲しい	3
③ 住宅	34	(6) その他	53
・ 公営住宅の充実	9	① その他支援制度の見直し	14
・ 公営住宅に優先入居の充実	12	・ 国民健康保険・税金等の軽減措置	8
・ 他の住宅支援制度の充実	6	・ 不正な公費受給者への対応	3
・ その他	7	・ その他	3
④ 学校	5	② 社会に対する意見・要望	5
⑤ 日常生活支援	6	③ 行政に対する意見・要望	7
(3) 経済的支援	200	④ 行政に対する不満等	5
① 教育支援	44	⑤ 前向きな意見・支援への感謝	3
・ 大学進学支援の充実	20	⑥ 将来に対する不安	5
・ 高校授業料の支援の充実	7		
・ 塾や習い事の支援の充実	6		
・ 専門学校進学支援の充実	3		
・ その他	8		
② 児童扶養手当	30		
・ 所得制限の見直し	12		
・ 手当額の増額	7		
・ 対象年齢の引き上げ	3		
・ 手当ての支給は間隔があきすぎる	1		
・ 現況届の手続きの見直し	1		
・ 不正受給による不公平の是正	1		
・ その他	5		
③ 医療費助成	49		
・ 所得制限の見直し	40		
・ 助成対象年齢の引き上げ	2		
・ 不正受給による不公平の是正	2		
・ その他	5		

②父子家庭

内容	件数	内容	件数
(1) 就業支援	3	(4) 相談・情報提供	3
・ 資格取得支援の充実	1	① 広報・周知	1
・ 就職先がない	2	② 情報交換・交流の場が欲しい	2
(2) 子育て・生活支援	7	(5) その他	14
① 保育	3	① その他支援制度の見直し	9
・ 土日、夜間等の保育サービスについての要望	1	・ 税金等の軽減措置	1
・ 公的な保育サービスについての要望	1	・ 母子家庭との格差是正	4
・ その他	1	・ その他	4
② 住宅	2	② 行政に対する意見・要望	1
・ 公営住宅に優先入居の充実	2	③ 行政に対する不満等	3
③ 日常生活支援	2	④ 前向きな意見・支援への感謝	1
(3) 経済的支援	9		
① 教育支援	3		
・ 大学進学支援の充実	1		
・ 高等学校進学支援の充実	1		
・ 専門学校進学支援の充実	1		
② 児童扶養手当	2		
・ 手当額の増額	1		
・ 手当での支給は間隔があきすぎる	1		
③ 医療費助成	1		
・ 父子世帯への助成開始に対する感謝	1		
④ 給付・助成全般に対する要望・不満	3		
・ 所得制限の見直し	3		

Ⅲ ひとり親家庭の課題

(1) 子育てと生活に関する課題

ひとり親家庭の末子の年齢は、未就学児を含む小学生以下が多く、親等の同居者がいない世帯が母子家庭で約7割、父子家庭で約5割となっており、家事や育児で協力を期待することが難しい世帯が多くなっています。日々の生活における家事の援助や保育、緊急時等にサポートできる施策が必要です。

また、子育てについては、教育・進学について悩みを持っている親が多く、子どもの最終学歴について大学までと考えている世帯が多いが、世帯の収入が少ないほどその割合は低くなっています。このように、子どもの未来が世帯の経済状況に大きく影響されることから、子どもたちがおかれている環境に関わらず、健全に成長するよう、子ども自身への支援が必要です。

(2) 就業に関する課題

本市のひとり親家庭の就業率は、母子家庭が88.0%、父子家庭が85.1%となっています。しかし、その就業形態をみると、母子家庭では「常用雇用者」が43.3%で、非正規雇用である「パート・アルバイト」「派遣社員」「その他」の合計が41.5%、父子家庭でも、11.6%の方が非正規雇用となっています。

ひとり親家庭の約3割が「収入がよくない」「労働時間が合わない」といった理由により、転職したいと考えています。

このように、ひとり親家庭の多くは就労しているものの、収入面や就業形態、雇用環境等が本人の生活状況とミスマッチとなっている世帯も多くあり、これからも個々の世帯状況を把握し、ワークライフバランスを視野に入れた就業支援施策等の充実が必要です。

(3) 経済的状況に関する課題

ひとり親家庭の年間世帯総収入の平均を見ると、母子家庭は268万円、父子家庭は280万円となっています。また、平均就労収入は、母子家庭で184.9万円、父子家庭で232.0万円と低くなっています。

ひとり親家庭に対しては、児童扶養手当の支給やひとり親家庭医療助成等の経済的支援を実施しているものの、厳しい状況となっており、今後もひとり親家庭が将来にわたり自立した生活が可能となる、経済的支援が必要です。

(4) 養育費等に関する課題

離婚等によりひとり親家庭となっても、子どもに対する責任はその両親にあります。

養育費の取り決めをしている世帯は、母子家庭で 45.5%、父子家庭で 20.2%しかありません。取り決めをしていない理由としては「相手に支払う意思や能力がない」「取り決めの交渉がわずらわしい」「相手と関わりたくない」といったことが主な要因になっており、養育費の確保に消極的な傾向にあります。

また、面会交流の取り決めをしている世帯の割合は、母子家庭で 25.9%、父子家庭で 18.3%と非常に低くなっています。

養育費や面会交流は、ひとり親家庭の経済状況の安定や、子どもの健全な成長を促すために重要であり、今後これらの取り決めについての普及、啓発が必要です。

(5) 相談・情報提供についての課題

ひとり親家庭で相談できる「相手がいる」と回答したのは、母子家庭は 82.8%だったのに対し、父子家庭は 63.6%と少なくなっています。

相談支援では、DV や児童虐待など個々によって課題も様々で、総合的に相談支援を行うことが必要です。

また、各種施策の認知度は母子家庭に比べ、父子家庭は低い状態です。各種施策の情報源として最も多かったのは、子育て支援課が配布する「ひとり親家庭のしおり」になっています。

各種制度の周知を図るには、ひとり親家庭に対して、紙媒体やウェブサイトなど様々な手法により、より分かりやすく、より身近で、より利用しやすい情報提供を行う必要があります。

第4章

計 画

I 基本理念

「ひとり親家庭等が自立し、笑顔で暮らせる環境づくり」

ひとり親家庭等は、就業、子育て、家事等をひとりで担わなければならない、その精神的、肉体的負担は大きなものです。

さらに、経済情勢の変化を背景として、ひとり親家庭等を取り巻く環境は、ますます厳しくなっています。

このようなひとり親家庭等を取り巻く様々な状況を踏まえ、ひとり親家庭等に対する総合的な事業を展開することにより、ひとり親家庭等が自立し、安心して子育てができ、笑顔で暮らせる環境づくりを推進します。

II 施策の基本的目標

本市では、平成20年度に「松山市母子家庭等自立促進計画」を策定し、就業支援をはじめ、各種施策に取り組んできました。

今後も、家庭の基盤となる生活支援や就労支援を充実させながら、総合的にひとり親家庭等の自立に向けた施策を展開していきます。

ひとり親家庭等が抱える課題は、子育て、就労、経済的負担など個々によって異なるため、それぞれ状況に応じ、各支援事業、相談窓口が相互に連携しながら支援する必要があります。

また、ひとり親家庭の子どもたちが、そのおかれた環境に関わらず、健やかに成長できるよう、子ども自身への支援に取り組めます。

1. 子育て、生活支援の充実

ひとり親家庭が安心して子育てと就業の両立ができるよう、多様な保育や子育てサービスの提供など、子育てや生活面での支援を進め、生活の場の安定を図ります。

また、子どもの学習支援など、ひとり親家庭の子育てを社会全体で支えていく仕組みのあり方を研究していきます。

2. 就業支援の充実

ひとり親に必要な就業の支援は多様であり、これから就職活動を始める人や、不安定な雇用、収入を解消するための転職やスキルアップを希望する人もいることから、それぞれの現状と目標に合わせたきめ細かな対応を行います。

3. 経済的支援の充実

ひとり親家庭になる経緯は様々であり、児童扶養手当、児童手当、ひとり親家庭医療費の助成や、母子父子寡婦福祉資金貸付などの制度の対象となる家庭が支援を受けられるように、積極的に情報提供を行い、適切な給付・貸付の実施に努めます。

4. 養育費確保等の推進

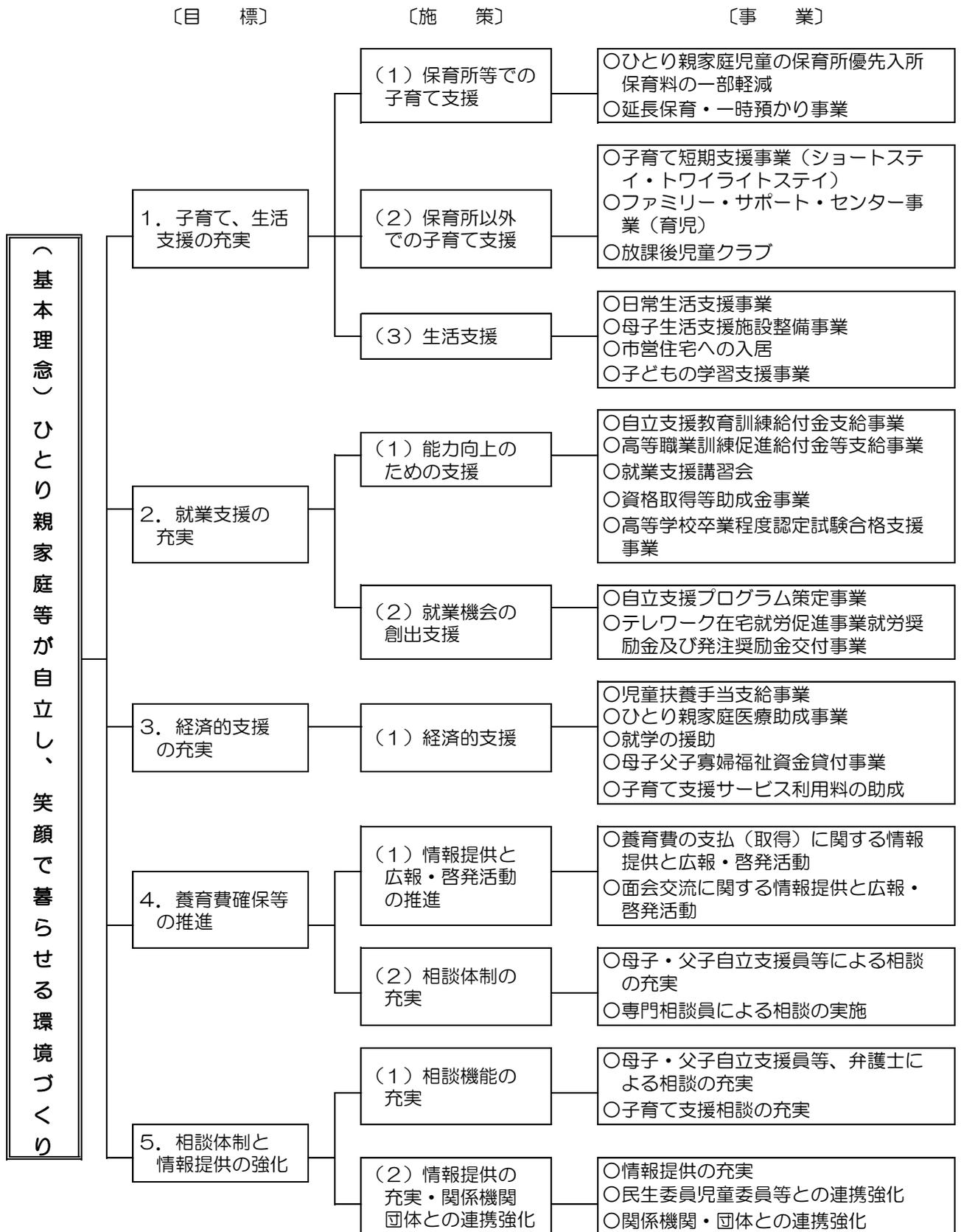
ひとり親家庭の子どもが養育費の受給や適切な面会交流ができるよう、それぞれの取り決めの促進、養育費支払いの社会的気運の醸成、相談体制、情報提供の充実など、支援体制の整備を進めていきます。

5. 相談体制と情報提供の強化

様々な悩みや課題を抱えるひとり親家庭等に対し、ニーズに合った情報の提供や支援を行うなど、きめ細かな対応ができる体制の構築に努めます。

また、提供する情報の内容を充実させ、「ひとり親家庭のしおり」をはじめ、ウェブサイトを活用など様々な手法により、身近で分かりやすく利用しやすい情報を提供するように努めます。

Ⅲ 自立促進計画の体系



IV 施策の展開

1. 子育て、生活支援の充実

表中の「計画」欄の「継続」「拡充」「新規」「検討」の意味は、次のとおりです。
継続＝前計画の制度・事業を継続して、必要に応じて改善を行うもの
拡充＝前計画の制度・事業を継続して、量的あるいは質的に向上させるもの、また量的にも質的にも向上させるもの
新規＝今回の計画で新たに設置、実施するもの
検討＝計画年次の中で検討や研究を行い、実施・設置時期等については未定のもの

(1) 保育所等での子育て支援

施策・事業名	内 容	担当課	今後の取り組み (平成 28～32 年度)	計 画	母 子	父 子	寡 婦
ひとり親家庭児童の保育所等の優先入所 保育料の一部軽減	平成 27 年 4 月から施行された「子ども・子育て支援新制度」により、従来の保育に欠けるから、保育の必要量に応じて保育を受けることになりました。また、定員が 19 人以下の地域型保育が創設され、保育を必要とする子どもについては、従来の保育所や認定こども園の保育所機能部分だけでなく、地域型保育についても、市町村が利用調整を行うことになりました。利用調整を行う際には、保育所入所選考基準表(点数表)により保育の必要性を点数化して優先度を決定することにしており、ひとり親家庭については、点数加算し優先度が高くなるよう配慮しています。保育料については、世帯の市民税額による応能負担となっていますが、松山市では、国が定めた徴収基準額より低い額とし、負担軽減を図っており、生活保護世帯及び非課税世帯のひとり親世帯については、無料としています。また、保育料の算定にあたり、未婚のひとり親家庭については、市民税に寡婦控除をみなし適用することにより、さらに保育料の軽減を図っています。 【平成 26 年度実績 (平成 27 年 3 月現在)】 ひとり親家庭保育料無料児童数 822 人 ひとり親家庭保育料軽減児童数 168 人 市内の保育所等利用こどもの数 6,735 人 (認定こども園の保育所機能部分等)	保育・幼稚園課	平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されましたが、ひとり親家庭に対する優先入所や保育料の一部軽減の支援策については、今までと同様に継続して実施します。	継続	○	○	—
・延長保育 ・一時預かり事業	平成 27 年 4 月から施行された「子ども・子育て支援新制度」により、「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられた、11 時間の開所時間を超えて保育所等で保育を実施する「延長保育」や、一か月 64 時間未満の就労や疾病等で心理的・肉体的負担解消のため保育所等の在園児以外を対象とする一般型及び幼稚園の在園児を対象とする幼稚園型などの「一時預かり事業」を実施しています。各事業の利用料については、市民税非課税世帯に該当するひとり親家庭は、利用料を無料とし、経済的負担の軽減を図っています。 【平成 26 年度実績】 <定員> 目標値/実績値 延長保育 1,085 人/1,350 人 一時預かり保育 360 人/350 人 <施設数> 目標値/実績値 延長保育 61 箇所/61 箇所 一時預かり保育 36 箇所/35 箇所	保育・幼稚園課	平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、平成 27 年 3 月に策定した「松山市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、ニーズ量に応じた各種保育事業を実施します。 【平成 28 年度目標数値】 確保内容(利用定員数) 延長保育 3,235 人 一時預かり事業 383,323 人日 (年間利用延べ人数) (在園児対象型 340,156 人日) (在園児対象型以外 43,167 人日) ※目標数値については、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の数値。	継続	○	○	—

(2) 保育所等以外での子育て支援

施策・事業名	内 容	担当課	今後の取り組み (平成 28～32 年度)	計 画	母 子	父 子	寡 婦
子育て短期支援事業 ・ショートステイ (短期入所生活援助事業) ・トワイライトステイ (夜間養護等事業)	保護者が病気、家庭の事情、冠婚葬祭等の理由により児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由等により緊急一時的に母親と児童を保護することが必要な場合に、児童養護施設等にて、連続 7 日間以内で児童等のショートステイ(短期入所生活援助事業)、トワイライトステイ(夜間養護等事業)を実施しています。なお、市民税非課税世帯に該当するひとり親家庭は、利用者負担金を無料とし、経済的負担の軽減を図っています。 【平成 26 年度実績】 母子家庭実施数 ショートステイ 43 世帯・316 日 トワイライトステイ 1 世帯・38 日 全世帯実施数 ショートステイ 49 世帯・366 日 トワイライトステイ 2 世帯・43 日	子育て支援課	事業の周知等に努めるとともに、ひとり親家庭が利用しやすい環境づくりに努めています。 【年間目標延利用者数】 平成 28 年度：625 人 平成 29 年度：696 人 平成 30 年度：775 人 平成 31 年度：864 人 ※年間目標延利用者数については、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の数値。	継続	○	○	—

施策・事業名	内 容	担当課	今後の取り組み (平成 28～32 年度)	計 画	母 子	父 子	寡 婦
ファミリー・サポート・センター事業 (育児)	保育所・放課後児童クラブ等では対応が困難な保育ニーズ等に対応して、「援助を受けたい者(依頼会員)」と「援助を行いたい者(提供会員)」をセンターに会員として登録し、援助が必要となった場合に両者の斡旋を行い、援助活動(有料)を実施しています。 【平成 26 年度実績】 育児依頼会員総数 1,520 人 育児提供会員総数 752 人 両方会員 32 人 育児延活動件数 8,334 件 病児・病後児預かり件数 21 件	子育て支援課	利用料の助成により依頼会員の増加を図るとともに、依頼会員数と提供会員のバランスを保ちます。また、より安全な援助活動を行うため講習会を実施し、提供会員の知識及び技能の向上を図ります。 【年間目標延利用件数】 平成 28 年度: 10,801 件 平成 29 年度: 10,984 件 平成 30 年度: 11,171 件 平成 31 年度: 11,361 件 ※年間目標延利用者数については、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の数値。	継続	○	○	—
放課後児童クラブ	昼間、就労等により保護者がいない家庭の小学生を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供できるように、市内 83 箇所の児童クラブを設置しています。 【平成 26 年度実績】 施設数 64 箇所(増設後 83 箇所) 利用児童数 3,536 人	子育て支援課	ひとり親家庭も含め増加傾向にある利用希望者数の動向に応じた施設の拡充や整備に努めていきます。 【年間目標利用者数】 平成 28 年度: 4,542 人 平成 29 年度: 4,933 人 平成 30 年度: 5,228 人 平成 31 年度: 5,518 人 ※年間目標利用者数については、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の数値。	継続	○	○	—

(3) 生活支援

施策・事業名	内 容	担当課	今後の取り組み (平成 28～32 年度)	計 画	母 子	父 子	寡 婦
日常生活支援事業	ひとり親家庭等の保護者が疾病等により、一時的に生活援助が必要な場合、1 回 2 時間、年間 7 日以内で生活支援を行うものを利用希望者の居宅に派遣(有料)しています。 なお、市民税非課税世帯に該当するひとり親家庭等は、利用者負担の軽減を図りました。 【平成 26 年度実績】 利用件数 6 件(内、父子家庭 0 件)	子育て支援課	事業の周知について方法や内容を見直し、広く啓発に努めるとともに、より利用しやすい環境整備に努めていきます。	継続	○	○	○
母子生活支援施設整備事業	母子家庭の母と 18 歳未満の児童又はこれに準ずる事情のある母子が、安心して生活していくことができるように、母子生活支援施設である松山市小栗寮への入所を実施し、自立促進のための生活支援を行っています。 【平成 26 年度実績(平成 27 年 3 月 1 日)】 入居者 7 世帯・16 人	子育て支援課	施設が老朽化しているため、耐震工事、居室等の改修の整備について計画年次中に実施予定。 整備完了後は、DV被害等により保護が必要な世帯への支援が行えます。	拡充	○	—	—
市営住宅入居申込の優遇措置	ひとり親家庭については、市営住宅の入居申し込みにあたり、希望団地を通常 2 団地までとしているところを 3 団地に拡大しています。 【平成 26 年度実績】 入居申込数 505 世帯(内、母子家庭 109 世帯) 入居世帯数 95 世帯(内、母子家庭 32 世帯) 臨時募集 入居申込数 68 世帯(内、母子家庭 14 世帯) 入居世帯数 18 世帯(内、母子家庭 7 世帯)	住宅課	今後についても引き続き優遇措置に配慮し、ひとり親家庭の入居推進を図ります。 【年間目標入居世帯数】 40 世帯	継続	○	○	—
子どもの学習支援事業	ひとり親家庭の児童は、精神面や経済面で不安定な状況におかれていることにより、学習や進学の意欲が低下したり、十分な教育が受けられず、児童の将来に不利益な影響を与えかねません。 このため、ひとり親家庭の児童の学習を支援したり、児童から気軽に進学相談を受けることができる学生等のボランティアを活用し貧困の連鎖を防止します。	子育て支援課	ひとり親家庭の児童の教育格差を是正するため、地域の施設に学習の場を設置し、ボランティア等による教育支援の実施について、検討します。	検討	○	○	—

2. 就業支援の充実

(1) 能力向上のための支援

施策・事業名	内 容	担当課	今後の取り組み (平成 28～32 年度)	計 画	母 子	父 子	寡 婦
自立支援教育訓練 給付金支給事業	ひとり親家庭の親が、職業能力開発の教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部について助成し、自立の促進を図っています。 【平成 26 年度実績】 利用者数 3 人 就業者数 3 人 就業率 100%	子育て 支援課	「松山市資格取得等助成金事業」との併給が可能であり、その優位性を含め事業の周知内容や方法を検討しながら実施し、利用の拡大に努めていきます。 【年間目標利用者数】 平成 28 年度：12 人 平成 29 年度：15 人 平成 30 年度：18 人 平成 31 年度：21 人 平成 32 年度：25 人	継続	○	○	—
高等職業訓練促進 給付金等支給事業	ひとり親家庭の親が、専門的な資格取得を目指して専門学校等に 2 年以上通い、資格の取得が見込まれる場合に、一定期間、給付金を支給し、自立の促進を図っています。 【平成 26 年度実績】 利用者数 52 人 就業者数 25 人 就業率 92.0% (修了者の内、就業した率)	子育て 支援課	就職に有利な資格の取得がしやすくなるため、この事業の周知等を図り、支給期間の拡充などを検討し、利用者の拡大に努めていきます。 【年間目標利用者数】 利用人数：60 人	継続・ 検討	○	○	—
就業支援講習会	ひとり親家庭の親とその子及び寡婦を対象に、パソコン講習・介護職員初任者研修講習会等、就労に際して必要な知識や技能を身に付ける講習を実施しています。 【平成 26 年度実績】 パソコン講習 19 人 介護職員初任者研修 5 人	子育て 支援課	実績の少ない実施科目については、内容等の見直しを検討し、利用者の拡大に努めていきます。 【年間目標受講者数】 パソコン講習 20 人 介護職員初任者研修 10 人	継続・ 検討	○	○	○
資格取得等助成金 事業	資格取得や職業能力の開発向上のために、厚生労働大臣が指定する訓練講座を受講・修了した求職者を対象に、訓練講座受講に係る費用の一部を助成金として支給しています。	地域経 済課	事業の周知等を図り、利用の拡大に努めていきます。	新規	○	○	○
高等学校卒業程度 認定試験合格支援 事業	ひとり親家庭の親子が高等学校卒業程度認定試験の講座を受講した場合に、受講料の一部を助成し、学び直しを支援します。	子育て 支援課	事業の実施に向け検討し、周知等を図り、利用の拡大に努めていきます。 【年間目標受講者数】 20 人	検討	○	○	—

(2) 就業機会の創出支援

施策・事業名	内 容	担当課	今後の取り組み (平成 28～32 年度)	計 画	母 子	父 子	寡 婦
自立支援プログラ ム策定事業	児童扶養手当受給者の自立を促進するために、プログラム策定員が個々の状況に応じた自立支援プログラムを作成し、ハローワーク等と連携して継続的な自立・就労支援を行っています。 【平成 26 年度実績】 策定件数 2 件 就労件数 1 件	子育て 支援課	事業の周知等を図り、利用の拡大に努めていきます。 【年間目標利用者数】 策定件数：20 件	継続	○	○	—
テレワーク在宅就 労促進事業就労奨 励金及び発注奨励 金交付事業	就職困難者及び在宅で働くことを希望する人の雇用機会の創出及び拡大を図るため、テレワークによる在宅で業務を行う人を雇用等する事業者に対し就労奨励金を、左記事業者にテレワークを発注する事業者に対し、発注額の 10% を奨励金とする発注奨励金を交付します。 【平成 26 年度実績】 指定事業所数 5 社 就労奨励金交付件数 5 件 【母子家庭等就業者数】 27 人 発注奨励金交付件数 14 件 【ひとり親家庭等在宅就業支援事業】 訓練開始人数 1 人 訓練修了人数 86 人	地域経 済課	事業の適正な執行に努めつつ、継続していきます。	継続	○	○	—

3. 経済的支援の充実

(1) 経済的支援

施策・事業名	内 容	担当課	今後の取り組み (平成 28～32 年度)	計 画	母 子	父 子	寡 婦
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給しています。 【平成 26 年度実績（平成 27 年 3 月末）】 支給資格者 6,253 人 内、手当全部支給者 3,608 人 内、手当一部支給者 2,263 人 内、手当支給停止者 382 人	子育て支援課	現況届提出時の面接等を通して、事業の適正な執行に努めます。	継続	○	○	—
ひとり親家庭医療助成事業	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るために、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。 また、0 歳から 6 歳未満までの乳幼児、小学 1 年生から中学 3 年生の子どもに対する子ども医療助成事業も含め、医療費助成制度の周知に努めます。 【平成 26 年度実績】 支給対象者 17,245 人	子育て支援課	事業の適正な執行に努めつつ継続していきます。	継続	○	○	—
就学の援助	児童扶養手当受給者等を対象に、経済的な理由で小・中学校に児童・生徒を就学させることが困難な保護者に対して、学用品費・給食費などの援助を行い、義務教育の円滑な実施を図っています。 【平成 26 年度実績】 ・児童扶養手当受給による 認定児童数（小学生） 2,208 人 認定生徒数（中学生） 1,395 人	学校教育課	適正な援助に努め、事業を継続していきます。	継続	○	○	—
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等に対して、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、12 種類の資金の貸付を行っています。 【平成 26 年度実績】 修学資金 255 件 就学支度資金 78 件 技能習得資金 25 件 修業資金 12 件 生活資金 7 件 転宅資金 2 件 合 計 379 件	子育て支援課	手続の簡素化をはじめ、利用しやすい環境づくりについて検討するとともに、適正な貸付及び償還の向上に努め、事業を継続していきます。	継続	○	○	○
子育て支援サービス利用料の助成	ファミリー・サポート・センターやシルバー人材センターが実施する保育や送迎などの子育て支援サービス利用料を助成しています。また、ひとり親家庭（児童扶養手当受給者）を対象に助成額を増額しています。	子育て支援課	利用料の助成により依頼会員の増加を図るとともに、依頼会員数と提供会員のバランスを保ちます。	新規	○	○	—

4. 養育費確保等の推進

(1) 情報提供と広報・啓発活動の推進

施策・事業名	内 容	担当課	今後の取り組み (平成 28～32 年度)	計 画	母 子	父 子	寡 婦
養育費の支払(取得)に関する情報提供と広報・啓発活動	養育費の取得手続きなどについて、情報提供活動を推進します。また、「ひとり親家庭のしおり」の配布等により、養育費の支払(取得)に関する広報・啓発活動を推進するとともに、養育費について、相談から取得まで一貫した支援を行います。	子育て支援課	養育費確保に関する啓発や、より専門性の高い養育費相談の充実に努めていきます。	継続	○	○	—
面会交流に関する情報提供と広報・啓発活動	子どもの立場からの面会交流について、広報・啓発活動を推進します。	子育て支援課	子どもの立場に立った適切な面会交流について、チラシやホームページ等にて、より積極的な情報提供に努めていきます。	新規	○	○	—

(2) 相談体制の充実

施策・事業名	内 容	担当課	今後の取り組み (平成 28～32 年度)	計 画	母 子	父 子	寡 婦
母子・父子自立支援員等による相談の充実	ひとり親家庭を対象に、母子・父子自立支援員等が、情報提供や助言を行い、状況に応じ弁護士による法律相談を行うなど養育費確保の促進に努めています。	子育て支援課	相談者への適切な助言を継続していきます。	継続	○	○	—
専門相談員による相談の実施	養育費の取り決めや確保、子どもの面会交流について、専門相談員による相談を実施します。 【平成 26 年度実績】 相談件数 51 件 内、専門相談員分 1 件	子育て支援課	(社)家庭問題情報センターの相談員と連携し、相談者への適切な助言を継続していきます。	継続	○	○	—

5. 相談体制と情報提供の強化

(1) 相談機能の充実

施策・事業名	内 容	担当課	今後の取り組み (平成 28~32 年度)	計 画	母 子	父 子	寡 婦
母子・父子自立支援員等、弁護士による相談の充実	ひとり親家庭等を対象に、生活・住居・子どもの養育や教育等について総合的な相談を行っています。 また、法律知識を要する専門的な相談に対しては、弁護士による相談を行っています。 【平成 26 年度実績】 自立支援員相談件数 3,203 件 父子相談件数 21 件 弁護士相談件数 0 件	子育て支援課	相談者への適切な助言、対応に努め、関係機関等と連携しながら、円滑な相談を継続していきます。	継続	○	○	○
子育て支援相談の充実	子どもに関する総合相談窓口である、「松山市子ども総合相談」にて、松山市の0歳から18歳までの子育て、発達、虐待、いじめ、不登校、問題行動などのさまざまな相談に対し、学校や関係機関と連携し対応しています。 また、養育支援が特に必要である家庭に対し、保健師、保育士などの専門職がその居宅を訪問し、養育に関する助言、指導を行うことにより、当該家庭の適切な養育の確保に努めるとともに、若年妊婦などの特定妊婦に対して、産婦人科医や小児科医と連携して、育児不安の解消に努めています。 【平成 26 年度実績】 支援を必要とする子どもの数 1,648 人 養育支援家庭訪問を受けた子どもの数 980 人 内、ひとり親家庭の子ども 485 人 養育支援家庭訪問を行った延べ回数 4,994 回	子ども総合相談センター事務所	子育て相談や児童虐待に対し、県福祉総合支援センター等の関係機関及び当市の関係部局等との連携体制を強化し、より迅速かつ的確な支援対応に努めていきます。	継続	○	○	—

(2) 情報提供の充実・関係機関団体との連携強化

施策・事業名	内 容	担当課	今後の取り組み (平成 28~32 年度)	計 画	母 子	父 子	寡 婦
情報提供の充実	「ひとり親家庭のしおり」を市の関係窓口等に配布するとともに、市ホームページで各種制度の周知に努めます。また、離婚届提出時に保険、年金、各手当等の受給手続きに漏れないようチラシによる案内も行います。	子育て支援課及び関係各課	掲載内容等をより分かりやすくし、積極的な情報提供に努めていきます。	継続	○	○	○
民生委員児童委員等との連携強化	民生児童委員が地域のひとり親家庭等に対し相談に応じ、福祉制度の紹介や関係資料の作成を行うとともに、関係機関との連携を図っています。	生活福祉総務課及び子育て支援課	ひとり親家庭等に関する施策について、当市の福祉事務所や関係機関等との連携強化に努めるとともに、情報提供をより充実させていきます。	継続	○	○	○
関係機関・団体との連携強化	県福祉総合支援センター（児童相談所、婦人相談所）、母子・父子福祉団体、子育て関係団体等と連携しひとり親家庭等の自立支援や児童の健全育成に努めています。	子育て支援課	関係機関・団体との情報交換や連携強化を行い、連携事業のあり方についてより充実するよう検討していきます。	継続	○	○	○

第5章

その他

1. 市民意見公募結果

(1) 実施内容 平成27年12月24日(木)～平成28年1月28日(木)にかけて「第2期松山市ひとり親家庭等自立促進計画(素案)」を市ホームページや市民閲覧コーナー、子育て支援課及び各支所窓口にて公表し、計画(素案)に関する意見を市民の皆さまから公募しました。

(2) 結果 応募総数 1人 (意見総数1件)

(3) 提出方法 持参 1件

(4) 意見への対応

市民意見要旨	市の考え方	対応
父子家庭向けの施策も盛り込まれ、内容が充実したように思います。施策の成果を上げるべく取り組みを加速していただきたいと思います。	第2期自立促進計画に基づき、ひとり親家庭等の基盤となる生活支援や就労支援を充実させながら、総合的にひとり親家庭等の自立に向けた施策を展開していきます。	特に計画への反映を要しないもの

2. 策定の経緯

計画策定における会議開催状況等につきましては、以下のとおりです。

平成 27年度	開催会議等	検討事項等
5月	第1回松山市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会の開催	・第2期松山市母子家庭等自立促進計画策定の趣旨説明
7月	第2回松山市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会の開催	・平成27年度松山市ひとり親家庭実態調査について ・松山市社会福祉審議会 臨時委員の募集について
8月	松山市ひとり親世帯実態調査の実施	・調査期間：8月1日～31日 ・児童扶養手当受給資格者及びひとり親家庭医療費助成対象者から無作為抽出。郵送回収。 ・母子家庭：2,000人、回収率40.0% ・父子家庭：300人、回収率41.3%
12月	第3回松山市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会の開催	・平成27年度ひとり親世帯実態調査結果報告 ・第1期松山市母子家庭等自立促進計画事業評価 ・第2期松山市母子家庭等自立促進計画（素案）について
12月～ 1月	第2期松山市ひとり親家庭等自立促進計画（素案）に関する 市民意見公募の実施	・市のホームページ等で意見公募 ・応募数 1件（意見数 1件）
2月	第4回松山市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会の開催	・市民意見公募の提出意見について ・第2期松山市ひとり親家庭等自立促進計画（案）について
3月	第2期松山市ひとり親家庭等自立促進計画の策定	

第2期松山市ひとり親家庭等自立促進計画
(平成28年度～平成32年度)
平成28年3月発行

発行 松山市保健福祉部 子育て支援課
〒790-8571
愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

電話 089-948-6418

FAX 089-934-1814

E-mail kosodate@city.matsuyama.ehime.jp